

「電子記録移転権利等の取引等に関する規則」の一部改正について

2024年4月1日

(下線部分変更)

改 正 案	現 行
<p>(通則)</p> <p><b>第2条</b> 正会員は、電子記録移転権利等の売買その他の取引等を行うに当たっては、常に顧客の信頼を確保することを第一義とし、金融商品取引法その他の法令並びに定款及び諸規則（以下「法令等」という。）を遵守するとともに、これに必要な態勢を整備し、顧客本位の事業活動に徹しなければならない。</p> <p>2 ( 現行どおり )</p> <p><b>3</b> <u>正会員は、当該正会員にとって新たな電子記録移転権利等の売買その他の取引等を行うに当たっては、電子記録移転権利等の特性やリスクを十分に把握し、当該電子記録移転権利等に適合する顧客が想定できないものは、販売してはならない。</u></p> <p><b>4</b> <u>正会員は、電子記録移転権利等の売買その他の取引等に関し、重要な事項について、顧客に十分な説明を行うとともに、理解を得るよう努めなければならない。</u></p>	<p>(通則)</p> <p><b>第2条</b> 正会員は、電子記録移転権利等の売買その他の取引等を行うに当たっては、常に顧客の信頼を確保することを第一義とし、金融商品取引法<u>(以下「金商法」という。)</u>その他の法令並びに定款及び諸規則（以下「法令等」という。）を遵守するとともに、これに必要な態勢を整備し、顧客本位の事業活動に徹しなければならない。</p> <p>2 ( 省 略 )</p> <p><b>3</b> <u>正会員は、電子記録移転権利等の売買その他の取引等に関し、重要な事項について、顧客に十分な説明を行うとともに、理解を得るよう努めなければならない。</u></p> <p>( 新 設 )</p>
<p>(顧客管理記録及び確認記録等)</p> <p><b>第3条</b> 正会員は、電子記録移転権利等の売買その他の取引</p>	<p>(顧客管理記録及び確認記録等)</p> <p><b>第3条</b> 正会員は、電子記録移転権利等の売買その他の取引</p>

改 正 案	現 行
<p>等を行う顧客について、商号、名称又は氏名、所在地又は住所、<u>連絡先</u>、生年月日（顧客が自然人の場合に限る。）、職業（顧客が自然人の場合に限る。）、投資経験、投資目的・動機、資産状況その他顧客管理上必要な事項を記載した顧客管理記録の作成及び保存をしなければならない。</p> <p>2 ( 現行どおり )</p> <p>3 ( 現行どおり )</p> <p>4 <u>正会員は、第1項に規定する顧客管理記録を電磁的方法により作成及び保存することができる。</u></p>	<p>等を行う顧客について、商号、名称又は氏名、所在地又は住所、生年月日（顧客が自然人の場合に限る。）、職業（顧客が自然人の場合に限る。）、投資経験、投資目的・動機、資産状況その他顧客管理上必要な事項を記載した顧客管理記録の作成及び保存をしなければならない。</p> <p>2 ( 省 略 )</p> <p>3 ( 省 略 )</p> <p>4 ( 新 設 )</p>
<p>(取引開始基準)</p> <p>第4条 ( 現行どおり )</p> <p>2 前項の基準は、次の各号に掲げる事項について定めなければならない。</p> <p>1 顧客の投資経験</p> <p>2 顧客の財産の状況</p> <p>3 次に掲げる事項に関する顧客の理解度</p> <p>イ ( 現行どおり )</p> <p>ロ ( 現行どおり )</p> <p>4 過去の取引経験(電子記録移転有価証券表示権利等その他これに類する仕組みを用いた取引に限る。)</p> <p>5 その他正会員において必要と認める事項</p>	<p>(取引開始基準)</p> <p>第4条 ( 省 略 )</p> <p>2 前項の基準は、次の各号に掲げる事項について定めなければならない。</p> <p>(1) 顧客の投資経験</p> <p>(2) 顧客の財産の状況</p> <p>(3) 次に掲げる事項に関する顧客の理解度</p> <p>イ ( 省 略 )</p> <p>ロ ( 省 略 )</p> <p>(4) 過去の取引経験(電子記録移転有価証券表示権利等その他これに類する仕組みを用いた取引に限る。)</p> <p>(5) その他正会員において必要と認める事項)</p>
<p><u>(個人情報)の取扱い</u></p>	<p><u>(広告審査)</u></p>

改正案	現 行
<p><u>第9条</u> 正会員は、顧客に関する個人情報の取扱いについて、社内規則の策定その他適切な取扱いを確保するための措置を講じなければならない。</p> <p style="text-align: center;">( 削 る )</p> <p style="text-align: center;">( 削 る )</p>	<p><u>第9条</u> 正会員は、広告等の表示を行うときは、広告等の審査を行う担当者（以下「<u>広告審査担当者</u>」という。）が当該表示について法令等に違反する事実、又は違反するおそれのある事実の有無を審査しなければならない。ただし、<u>特定投資家（金商法第2条第31項に規定する特定投資家（金商法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、金商法第34条の3第4項（金商法第34条の4第6項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）をいう。）に対する広告等の表示については、この限りでない。</u></p> <p><u>2</u> 正会員は、法令等に定める広告等の規制に関する十分な知識及び経験を有する者を<u>広告審査担当者</u>として任命しなければならない。</p> <p><u>3</u> 正会員は、<u>広告等の表示及び景品類の提供の適正化を図るため、広告等の表示及び景品類の提供に係る審査体制、審査基準及び保管体制に関する社内規程を制定し、これを役職員に遵守させなければならない。</u></p>
<p><u>(法人関係情報の取扱い)</u></p> <p><u>第10条</u> 正会員は、<u>業務上取得する法人関係情報に関して、その情報を利用した不公正取引を防止するため、社内規則の制定その他の必要な措置を定めることにより、正会員に</u></p>	<p><u>(個人情報の取扱い)</u></p> <p><u>第10条</u> 正会員は、顧客に関する個人情報の取扱いについて、社内規則の策定その他適切な取扱いを確保するための措置を講じなければならない。</p>

改 正 案	現 行
<p><u>おける法人関係情報の管理態勢等を整備しなければならない。</u></p>	
<p><u>(非公開情報の取扱い)</u>  <b>第 11 条</b> <u>正会員は、金融商品取引業等に関する内閣府令第 153 条第 1 項第 7 号及び第 154 条第 4 号に規定する発行者等に関する非公開情報の取扱いについての社内規則その他適切な取扱いを確保するための措置を講じなければならない。</u></p>	<p><u>(法人関係情報の取扱い)</u>  <b>第 11 条</b> <u>正会員は、業務上取得する法人関係情報に関して、その情報を利用した不公正取引を防止するため、社内規則の制定その他の必要な措置を定めることにより、正会員における法人関係情報の管理態勢等を整備しなければならない。</u></p>
<p><u>(仮名取引の受託の禁止)</u>  <b>第 12 条</b> <u>正会員は、顧客から電子記録移転権利等の売買その他の取引等の注文があった場合において、仮名取引であることを知りながら、当該注文を受けてはならない。</u></p>	<p><u>(非公開情報の取扱い)</u>  <b>第 12 条</b> <u>正会員は、金融商品取引業等に関する内閣府令第 153 条第 1 項第 7 号及び第 154 条第 4 号に規定する発行者等に関する非公開情報の取扱いについての社内規則その他適切な取扱いを確保するための措置を講じなければならない。</u></p>
<p><u>(登録金融機関である正会員の顧客の非公開融資等情報の管理の徹底等)</u>  <b>第 14 条</b> <u>正会員（登録金融機関である正会員に限る。次条において同じ。）は、有価証券の発行者である顧客の非公開融資等情報（金融商品取引業等に関する内閣府令第 1 条第 4 項第 13 号に規定するものをいう。）の管理及び当該情報に係る不公正取引の未然防止に関する社内規則を定めるとともに、これを役職員（会計参与が法人であるとき</u></p>	<p><u>(社内検査)</u>  <b>第 14 条</b> <u>正会員は、法令等の遵守状況並びに投資勧誘及び顧客管理の状況等に関する社内検査及び監査について社内規則を定めるとともに、内部管理体制の整備及びその適切な運営に努めなければならない。</u></p>

改 正 案	現 行
<p>は、その職務を行うべき社員を含む。)に周知し、その遵守徹底を<u>図らなければならない。</u></p>	
<p><u>(登録金融機関である正会員の顧客に対する融資等の便宜の提供等の禁止)</u>  <b>第 15 条</b> 正会員は、顧客に対して、融資、保証等に関する特別の便宜の提供を約し、電子記録移転権利等の売買その他の取引等又は当該取引の勧誘を行ってはならない。</p>	<p><u>(事業継続体制の整備)</u>  <b>第 15 条</b> 正会員は、災害発生時等においても事業が継続でき、かつ、重要な業務が中断した場合に速やかに当該業務が再開できるよう、事業継続体制の整備に努めなければならない。</p>
<p><u>(社内検査)</u>  <b>第 16 条</b> 正会員は、法令等の遵守状況並びに投資勧誘及び顧客管理の状況等に関する社内検査及び監査について社内規則を定めるとともに、内部管理体制の整備及びその適切な運営に努めなければならない。</p>	<p>( 新 設 )</p>
<p><u>(事業継続体制の整備)</u>  <b>第 17 条</b> 正会員は、災害発生時等においても事業が継続でき、かつ、重要な業務が中断した場合に速やかに当該業務が再開できるよう、事業継続体制の整備に努めなければならない。</p> <p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p>この改正は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。</p>	<p>( 新 設 )</p>

「内部管理統括責任者等に関する規則」の一部改正について

2024年4月1日  
(下線部分変更)

改 正 案	現 行
<p>(目的)</p> <p><b>第1条</b> この規則は、正会員において金融商品取引法<u>(以下「金商法」という。)</u> その他の法令並びに定款及び諸規則(以下、<u>総称して「法令等」という。</u>)の遵守状況を統括する業務に従事する役員等の登録、責務等を定めることにより、正会員の内部管理態勢を強化し、適正な営業活動の遂行に資することを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p><b>第1条</b> この規則は、正会員において金融商品取引法その他の法令並びに定款及び諸規則(以下、「法令等」という。)の遵守状況を統括する業務に従事する役員等の登録、責務等を定めることにより、正会員の内部管理態勢を強化し、適正な営業活動の遂行に資することを目的とする。</p>
<p>(内部管理統括責任者の資格要件)</p> <p><b>第3条</b> ( 現行どおり )</p> <p><b>2</b> <u>正会員は、次に掲げる処分又は措置に係る決定を受けた者について、当該処分又は措置期間中(ただし、第1号に規定する外務員登録の取消処分を受けた者については、当該処分の決定を受けた日から5年間)は、内部管理統括責任者に任命してはならない。</u></p> <p><u>1 金商法第64条の5第1項(同法第66条の25において準用する場合を含む。)の規定による外務員登録の取消処分又は外務員の職務の停止処分を受けた者</u></p> <p><u>2 「外務員の資格、登録等に関する規則」第12条第1</u></p>	<p>(内部管理統括責任者の資格要件)</p> <p><b>第3条</b> ( 省 略 ) ( 新 設 )</p>

改 正 案	現 行
<p><u>項の規定による外務員の職務禁止措置に係る決定を受けた者</u></p> <p>3 「<u>金融商品仲介業者に関する規則</u>」第 17 条の規定による外務員の職務禁止措置に係る決定を受けた者</p>	
<p><u>(内部管理統括責任者への交代勧告)</u></p> <p><b>第 8 条</b> <u>本協会は、内部管理統括責任者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、当該内部管理統括責任者の交代勧告をすることができる。</u></p> <p>1 <u>内部管理統括責任者自らが法令等違反行為を行ったとき。</u></p> <p>2 <u>正会員の法令等違反行為が発生した場合において、内部管理統括責任者が当該法令等違反行為を隠蔽、放置した場合や、内部管理統括責任者の指示により発生した場合等、内部管理統括責任者が第 4 条各項に定める責務を十分果たしていなかったと認められるとき。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p>この改正は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。</p>	<p>( 新 設 )</p>

# 電子記録移転権利の預託の受入れ等に関する規則

## 第 1 章 総 則

(目的)

**第 1 条** この規則は、正会員が顧客の電子記録移転権利（定款第 3 条第 1 項に規定する電子記録移転権利をいう。以下同じ。）の預託を受ける場合の方法、顧客に対する報告、債権、債務の残高の照合に関する処理方法等について定め、正会員の顧客管理の適正化を図ることを目的とする。

## 第 2 章 保護預り契約

(契約の締結)

**第 2 条** 正会員は、顧客から委任契約又は準委任契約により電子記録移転権利の預託を受ける場合には、当該顧客と電子記録移転権利の預託に関する契約（以下「保護預り契約」という。）を締結しなければならない。ただし、正会員が顧客との間で締結する保護預り契約以外の契約において、次項各号に規定する事項（当該正会員の業務内容等に鑑み、あらかじめ顧客との間で契約を締結する必要のないことが明確な事項を除く。）を定めている場合についてはこの限りでない。

2 前項の保護預り契約には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。ただし、正会員の業務内容等に鑑み、あらかじめ顧客との間で保護預り契約を締結する必要のないことが明確な事項についてはこの限りでない。

- 1 電子記録移転権利及び電子記録移転権利を移転するために必要な情報の管理方法に関する事項
- 2 正会員への届出事項及び届出事項の変更手続きに関する事項
- 3 保護預り電子記録移転権利の口座処理に関する事項
- 4 顧客への連絡事項
- 5 名義書換等の手続き等に関する事項
- 6 償還金等の代理受領に関する事項
- 7 電子記録移転権利の移管に関する事項
- 8 保護預り管理料に関する事項
- 9 解約要件に関する事項
- 10 免責事項
- 11 契約の変更手続きに関する事項

(預託を受けた電子記録移転権利の口座処理)

**第 3 条** 正会員は、前条第 1 項の規定により保護預り契約を締結した場合は、当該顧客から預託を受けた電子記録移転権利の出納保管は、第三者に委託する場合を除き、保護預り口座により行わなければならない。ただし、正会員が前条第 1 項ただし書に規定する保護預り契約以外の契約を顧客との間で締結している場合であって、当該契約で定める口座により預託を受けた電子記録移転権利の出納保管（第三者に出納保管を委託する場合を含む。）を行うときはこの限りでない。

(適用除外)

**第 4 条** 本章の規定は、以下の各号に掲げるものについては、これを適用しない。

- 1 常任代理人契約に基づく電子記録移転権利の預託の受入れ
- 2 次に掲げる権利を表示した電子記録移転権利の売買その他の取引等（電子記録移転権利につ

いての、金融商品取引法（以下「金商法」という。）第2条第8項第1号から第10号まで及び第16号に規定する行為をいう。以下同じ。）に基づく電子記録移転権利の預託の受入れ

- イ 金商法第2条第2項第4号に規定する外国法人の社員権
- ロ 金商法第2条第2項第6号に規定する権利

### 第3章 委任契約

（常任代理人契約）

第5条 正会員は、顧客から電子記録移転権利に関する常任代理業務に係る事務の委任を受けるときは、当該顧客からその委任を証する書面（以下「委任状」という。）を徴求しなければならない。

### 第4章 照合通知書及び契約締結時交付書面

（照合通知書による報告）

第6条 正会員は、顧客に対する債権債務の残高について、次の各号に掲げる区分に従って、当該各号に定める頻度で、照合通知書により当該顧客に報告しなければならない。ただし、当該顧客が金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「金商業等府令」という。）第98条第1項第3号イに規定する取引残高報告書（以下「取引残高報告書」という。）を定期的に交付し又は同府令第108条第6項に規定する通帳に記載する方法により通知している顧客であり、当該取引残高報告書又は通帳に次項各号に掲げる項目の記載がある場合にはこの限りでない。

1 電子記録移転権利の売買その他の取引等のある顧客

1年に1回以上

2 金銭（金商法第2条の2の規定により金銭とみなされるものを含み、正会員（登録金融機関に限る。）にあつては、金商法第33条の2の登録に係る業務において取扱う金銭をいう。以下同じ。）又は電子記録移転権利の残高がある顧客で前号に掲げる取引又は受渡しが1年以上行われていない顧客

随時

2 前項に規定する照合通知書には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

1 立替金、貸付金、預り金又は借入金の前月の残高

2 委任契約、準委任契約に基づき預託を受けている電子記録移転権利の前月の残高

3 正会員は、第1項の規定にかかわらず、顧客が特定投資家（金商法第2条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（同法第34条の4第6項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）をいう。）である場合であつて、当該顧客からの前項各号に掲げる金銭又は電子記録移転権利の前月の残高に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、報告を行わないことができる。

（残高がない場合の報告）

第7条 正会員は、顧客に前条の規定による報告を行う場合において、同条第2項各号に掲げる金銭及び電子記録移転権利の残高がない顧客で直前に行った報告以後1年に満たない期間においてその残高があったものについては、照合通知書により当該顧客に現在その残高がない旨の報告を行わなければならない。

（照合通知書の作成及び交付）

第8条 照合通知書の作成は、正会員の検査、監査又は管理を担当する部門において行うものとする。

る。

- 2 正会員は、顧客に交付する照合通知書に、次の各号に掲げる事項を見易いように表示しなければならない。なお、登録金融機関金融商品仲介行為（電子記録移転権利の売買その他の取引等につき、他の金融商品取引業者又は登録金融機関の委託を受けて、正会員（登録金融機関に限る。）が当該金融商品取引業者又は登録金融機関のために行う金商法第2条第11項第1号から第3号までに掲げる行為をいう。）に係る照合通知書には、第3号の連絡先のほか、当該正会員の検査、監査又は管理を担当する部門の責任者を表示することができる。
  - 1 顧客が照合通知書を受けとったときは、その記載内容を確認すること。
  - 2 照合通知書の内容に相違又は疑義があるときは、遅滞なく、当該正会員の検査、監査又は管理を担当する部門の責任者に直接照会すること。
  - 3 前号に係る連絡先
- 3 正会員は、照合通知書を顧客に交付するときは、当該顧客の住所、事務所の所在地又は当該顧客が指定した場所に郵送により行わなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、正会員は、照合通知書を直ちに顧客に交付できる状態にある場合において、これを当該顧客に店頭において直接交付するときは、正会員の主管責任者（営業所又は事務所ごとに定める営業、検査、監査若しくは管理を担当する部門の責任者をいう。以下同じ。）が直接照合通知書を交付することができる。この場合において、当該主管責任者は、当該顧客から照合通知書に対する回答書を速やかに徴求しなければならない。
- 5 第3項及び前項の規定にかかわらず、正会員は当該顧客から照合通知書の交付方法について特に申出があった場合においては、次に掲げる全ての要件を満たす方法により交付することができる。
  - 1 当該顧客から照合通知書の交付方法、期間その他必要な事項を記載した正会員所定の様式による念書を徴求すること。この場合、正会員は当該念書が顧客本人からの申出であることを確認するものとする。
  - 2 前号により顧客から念書を徴求したときは、主管責任者は、電話等により直接当該顧客にその事実を確認すること。
  - 3 照合通知書は、作成後、遅滞なく、当該顧客に交付すること。
  - 4 照合通知書の保管及び顧客への交付は、主管責任者が行うこと。この場合、主管責任者は、当該顧客から照合通知書に対する回答書を速やかに徴求しなければならない。
- 6 正会員の主管責任者が照合通知書を顧客の住所又は事務所に持参して直接交付した場合は、これを郵送により交付したものとみなす。この場合、当該主管責任者は、当該顧客から照合通知書に対する回答書を速やかに徴求しなければならない。
- 7 正会員は、照合通知書を顧客に交付したときは、その交付日及び交付方法を発信簿その他の帳目により記録し、その事実が容易に確認できるようにしなければならない。

#### （顧客からの照会に対する回答）

- 第9条** 正会員は、顧客から第6条第2項各号に掲げる金銭又は電子記録移転権利の残高（第3項において「電子記録移転権利等の残高」という。）について照会があったときは、遅滞なく、当該顧客にその残高について回答しなければならない。
- 2 正会員は、前項の照会が金融商品仲介業務（金商業等府令第1条第4項第13号に規定する金融商品仲介業務をいう。以下同じ。）に係るものであったときは、必要に応じて、金融商品仲介業務の委託を行う金融商品仲介業者に報告を求め、調査するものとする。
  - 3 顧客からの電子記録移転権利等の残高についての照会の受付け又はこれに対する回答は、正会員の検査、監査又は管理を担当する部門において行うものとする。

(契約締結時交付書面による報告)

第10条 第8条第2項、第3項及び第7項の規定は、契約締結時交付書面の作成及び交付について準用する。

- 2 前項により準用する第8条第3項の規定にかかわらず、正会員は、契約締結時交付書面を直ちに顧客に交付できる状態にある場合において、これを当該顧客に店頭において直接交付するときは、主管責任者又は主管責任者の承認を受けた従業員が顧客に交付することができる。
- 3 第1項により準用する第8条第3項及び前項の規定にかかわらず、正会員は、顧客から契約締結時交付書面の交付方法について特に申出があった場合においては、次に掲げる要件のすべてに該当する方法により交付することができる。
  - 1 当該顧客から契約締結時交付書面の交付方法、期間その他必要な事項を記載した正会員所定の様式による念書を徴求すること。この場合、正会員は当該念書が顧客本人からの申出であることを確認するものとする。
  - 2 前号により顧客から念書を徴求したときは、主管責任者は、電話等により直接当該顧客にその事実を確認すること。
  - 3 契約締結時交付書面は、作成後、遅滞なく、当該顧客に交付すること。
  - 4 契約締結時交付書面の保管及び顧客への交付は、主管責任者が行うこと。
- 4 顧客が法人又はこれに準じる団体である場合において、正会員の主管責任者又は主管責任者の承認を受けた従業員が契約締結時交付書面を当該顧客の事務所に持参して直接交付したときは、これを郵送により交付したものとみなす。
- 5 前条第3項の規定は、顧客の電子記録移転権利の売買その他の取引等に係る当該顧客からの照会の受付け及びこれに対する回答について準用する。

## 第5章 書面の電磁的方法による交付等

(電磁的方法による交付等)

第11条 正会員は、次に掲げる書面に記載すべき事項について、この章に定めるところにより、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において当該正会員は、当該書面の交付等を行ったものとみなす。

- 1 第6条第1項に規定する照合通知書
- 2 契約締結時交付書面
- 2 正会員は、次に掲げる書面の徴求等に代えて、この章に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について電磁的方法により提供を受けることができる。この場合において当該正会員は、当該書面の徴求等を行ったものとみなす。
  - 1 第5条に規定する委任状
  - 2 第8条第4項から第6項に規定する照合通知書に対する回答書
  - 3 第8条第5項第1号及び第10条第3項第1号に規定する念書

(電磁的方法による交付等の方法)

第12条 正会員は、前条に掲げる書面について交付等に代えて当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により交付する場合には、次の各号に掲げる方法により提供することとする。

- 1 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの
  - イ 正会員等（書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供を行う正会員との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを顧客又は当該正会員の用に供する者を含む。以下同じ。）の使用に係る電子計算機と顧客等の使用に係る電子計算機とを接続する

電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項（以下「記載事項」という。）を送信し、顧客等の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録する方法

ロ 正会員等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供し、顧客等の使用に係る電子計算機に備えられた当該顧客の顧客ファイルに当該記載事項を記録する方法

ハ 正会員等の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供する方法

ニ 閲覧ファイル（正会員等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルであって、同時に複数の顧客の閲覧に供するため記載事項を記録させるファイルをいう。以下同じ。）に記録された記載事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供する方法

2 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

#### （電磁的方法による交付等における基準）

**第13条** 前条各号に掲げる方法は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。

1 顧客が顧客ファイル又は閲覧ファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。

2 前条第1号イ、ハ又はニに掲げる方法（顧客の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記載事項を記録する方法を除く。）にあつては、記載事項を顧客ファイル又は閲覧ファイルに記録する旨又は記録した旨を顧客に対し通知するものであること。ただし、顧客が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りでない。

3 前条第1号ハ又はニに掲げる方法にあつては、記載事項に掲げられた取引を最後に行った日以後5年間（当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、顧客の承諾（第15条に規定する方法による承諾をいう。）を得て前条第1号イ、ロ若しくは同条第2号に掲げる方法により提供する場合又は顧客による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

イ 前条第1号ハに掲げる方法については、顧客ファイルに記録された記載事項

ロ 前条第1号ニに掲げる方法については、閲覧ファイルに記録された記載事項

4 前条第1号ニに規定する方法にあつては、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 顧客が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を顧客ファイルに記録するものであること。

ロ 前号に規定する期間を経過するまでの間において、イの規定により顧客が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を記録した顧客ファイルと当該閲覧ファイルとを電気通信回線を通じて接続可能な状態を維持させること。ただし、閲覧の提供を受けた顧客が接続可能な状態を維持させることについて不要である旨通知した場合は、この限りでない。

#### （電磁的方法による徴求等の方法）

**第14条** 正会員は、書面の徴求等に代えて当該書面に記載すべき事項を、電磁的方法により提供を受ける場合には、次の各号に掲げるもの（正会員がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。）に従い行うこととする。

1 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ 正会員の使用に係る電子計算機と顧客の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線

を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法  
ロ 正会員の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面に記載すべき事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供し、当該正会員の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該書面に記載すべき事項を記録する方法

- 2 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを得る方法

#### (顧客の承諾)

**第15条** 正会員は、書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供しようとするとき又は提供を受けようとするときは、あらかじめ、顧客に対し、その用いる電磁的方法について次に掲げる事項を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

- 1 第12条又は第14条に掲げる方法のうち正会員が使用するもの
- 2 ファイルへの記録の方式

#### (承諾の撤回等)

**第16条** 前条の規定による承諾を得た正会員は、書面又は電磁的方法により、当該顧客から、電磁的方法による提供を受けない又は行わない旨の申出があったときは、当該顧客に対し、書面に記載すべき事項を電磁的方法によって提供すること又は提供を受けることはできない。ただし、当該顧客が再び前条の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

## 附 則

この規則は、令和6年7月1日から施行する。

# 広告等の表示及び景品類の提供に関する規則

## (目的)

**第1条** この規則は、正会員が行う広告等の表示及び景品類の提供に関し、その表示、方法及び遵守すべき事項等を定めることにより、広告等の表示及び景品類の提供の適正化を図り、もつて投資者の保護に資することを目的とする。

## (定義)

**第2条** この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

### 1 広告等の表示

電子記録移転権利等の売買その他の取引等（定款第3条第4号に規定するものをいう。）の内容について金融商品取引法（以下「金商法」という。）第37条に規定する広告及び金融商品取引業等に関する内閣府令第72条に規定する行為（以下「広告等」という。）により行う表示をいう。

### 2 景品類

「不当景品類及び不当表示防止法第2条の規定により景品類及び表示を指定する件」（昭和37年公正取引委員会告示第3号、その後の改正等を含む。）第1項に規定する経済上の利益をいう。

## (基本原則)

**第3条** 正会員は、広告等の表示を行うときは、投資者保護の精神に則り、取引の信義則を遵守し、品位の保持を図るとともに、的確な情報提供及び明瞭かつ正確に表示を行うよう努めなければならない。

2 正会員は、景品類の提供を行うときは、取引の信義則を遵守し、品位の保持を図るとともに、その適正な提供に努めなければならない。

## (禁止行為)

**第4条** 正会員は、次の各号の一に該当し又は該当するおそれのある広告等の表示を行ってはならない。

1 取引の信義則に反するもの

2 正会員としての品位を損なうもの

3 金商法その他の法令等に違反する表示のあるもの

4 脱法行為を示唆する表示のあるもの

5 投資者の投資判断を誤らせる表示のあるもの

6 正会員間の公正な競争を妨げるもの

7 恣意的又は過度に主観的な表示のあるもの

8 判断、評価等が入る場合において、その根拠を明示しないもの

2 正会員は、顧客に対して景品類の提供を行うときは、不当景品類及び不当表示防止法その他の法令等に違反する又はそのおそれのある景品類の提供を行ってはならない。

3 正会員は、第1項の規定に違反する広告等の表示又は前項の規定に違反する景品類の提供を、直接的であるか間接的であるかを問わず第三者に行わせてはならない。

## (正会員の内部審査等)

**第5条** 正会員は、広告等の表示又は景品類の提供を行うときは、広告等の表示又は景品類の提供の審査を行う担当者（以下「広告審査担当者」という。）を任命し、第4条の規定に違反する事実

がないかどうかを広告審査担当者に審査させなければならない。ただし、特定投資家（金商法第2条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（同法第34条の4第6項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）をいう。）に対する広告等の表示については、この限りでない。

- 2 正会員は、法令等に定める広告等の規制に関する十分な知識及び経験を有する者を広告審査担当者として任命しなければならない。

#### （社内管理体制の整備）

**第6条** 正会員は、広告等の表示及び景品類の提供の適正化を図るため、広告等の表示及び景品類の提供に係る審査体制、審査基準及び保管体制に関する社内規則を制定し、これを役職員に周知し、その遵守を徹底させるものとする。

#### （違反に対する調査）

**第7条** 本協会は、正会員及びその従業員が行った広告等の表示又は景品類の提供が第3条又は第4条の規定に違反し又は違反するおそれがあると認めるときは、当該正会員に資料の提出を求め、事情を聴取することができる。

- 2 正会員は、前項に規定する資料提出の請求又は事情の聴取に応じなければならない。

#### （広告等に関するガイドライン）

**第8条** 本規則に定める事項のほか、正会員が行う広告等の表示及び景品類の提供に関し必要な事項は、「広告等に関するガイドライン」に定めるところによるものとする。

## 附 則

この規則は、令和6年7月1日から施行する。

「電子記録移転権利の募集の取扱い等及び引受けに関する規則」の一部改正について

2024年4月1日

(下線部分変更)

改 正 案	現 行
<p><u>(目的)</u>  <b>第1条</b> この規則は、正会員が国内において行う電子記録移転権利の募集の取扱い等及び引受けに関し必要な事項を定め、適正な業務の運営と投資者の保護を図るとともに、資本市場の健全な発展に資することを目的とする。</p>	<p><u>(目的)</u>  <b>第1条</b> この規則は、正会員が国内において行う電子記録移転権利の募集等の取扱い等及び私募等の取扱い等に関し必要な事項を定め、適正な業務の運営と投資者の保護を図るとともに、資本市場の健全な発展に資することを目的とする。</p>
<p><u>(定義)</u>  <b>第2条</b> この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。  1 <u>電子記録移転権利</u>  <u>定款第3条第1項に規定する権利をいう。</u>  ( 削 る )</p> <p>( 削 る )</p>	<p><u>(定義)</u>  <b>第2条</b> この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。  (1) <u>電子記録移転権利の募集等の取扱い等</u>  <u>次に掲げる行為のいずれかを行うことをいう。</u>  イ <u>電子記録移転権利の募集(金融商品取引法(以下「金商法」という。)第2条第8項第7号に掲げる有価証券に係る行為に限る。)又は募集の取扱い(当該電子記録移転権利の発行者による有価証券届出書又は発行登録追補書類の提出が行われないものを除く。)</u>  <u>ロ 電子記録移転権利の売出し又は売出しの取扱い</u></p>

改正案	現 行
<p>2 <u>電子記録移転権利の募集等の取扱い等</u> 次に掲げる行為のいずれかを行うことをいう。</p> <p>イ <u>電子記録移転権利の募集(金融商品取引法(以下「金商法」という。)第2条第8項第7号に掲げる有価証券に係る行為に限る。)又は募集の取扱い(当該電子記録移転権利の発行者(金商法第2条第5項に規定する発行者をいう。以下同じ。))による有価証券届出書又は発行登録追補書類の提出が行われないものを除く。)</u></p> <p>ロ <u>電子記録移転権利の売出し又は売出しの取扱い(当該電子記録移転権利の発行者による有価証券届出書若しくは発行登録追補書類の提出が行われないものを除く。)</u></p> <p>3 <u>電子記録移転権利の私募等の取扱い等</u> 次に掲げる行為のいずれかを行うことをいう。</p> <p>イ <u>電子記録移転権利の私募(金商法第2条第8項第7号に掲げる有価証券に係る行為に限る。)若しくは私募の取扱い又は電子記録移転権利の募集若しくは募</u></p>	<p><u>(当該電子記録移転権利の発行者による有価証券届出書若しくは発行登録追補書類の提出が行われないものを除く。)</u></p> <p>(2) <u>電子記録移転権利の私募等の取扱い等</u> 次に掲げる行為のいずれかを行うことをいう。</p> <p>イ <u>電子記録移転権利の私募(金商法第2条第8項第7号に掲げる有価証券に係る行為に限る。)若しくは私募の取扱い又は電子記録移転権利の募集又は募集の取扱いのうち前号イに該当しないもの</u></p> <p>ロ <u>電子記録移転権利の売付け勧誘等(金商法第2条第4項に規定する売付け勧誘等をいう。以下同じ。)又は売付け勧誘等の取扱いであって、前号ロに該当しないもの(金融商品取引法施行令第1条の7の3各号に掲げる取引に係るものを除く。)</u></p> <p>(3) <u>引受け</u> <u>電子記録移転権利に係る金商法第2条第8項第6号に掲げる行為(元引受け(金商法第28条第7項第3号に該当する行為を除く。))を含み、金商法第2条第6項第3号に該当する行為を除く。以下同じ。)</u></p>

改 正 案	現 行
<p><u>集の取扱いのうち前号イに該当しないもの(第1種少額電子募集取扱業務(金商法第29条の4の2第10項に規定する第1種少額電子募集取扱業務のうち同項第2号に規定する電子記録移転権利に係るものに限る。))において行うものを除く。)</u></p> <p>ロ <u>電子記録移転権利の売付け勧誘等(金商法第2条第4項に規定する売付け勧誘等をいう。以下同じ。)</u> 又は <u>売付け勧誘等の取扱いであって、前号ロに該当しないもの(金融商品取引法施行(以下「施行令」という。)令第1条の7の3各号に掲げる取引に係るものを除く。)</u></p> <p>4 <u>引受け</u>  <u>電子記録移転権利に係る金商法第2条第8項第6号に掲げる行為(元引受け(金商法第28条第7項第3号に該当する行為を除く。))を含み、金商法第2条第6項第3号に該当する行為を除く。以下同じ。)</u></p>	<p>( 新 設 )</p>
<p><b>第3章 募集等の取扱い等及び引受け</b>  <b>第1節 適切な募集等の取扱い等及び引受けの実施</b></p>	<p><b>第3章 募集等の取扱い等及び引受け</b>  ( 新 設 )</p>
<p><u>(適切な引受け等の判断)</u>  <b>第4条</b> <u>正会員は、電子記録移転権利の募集等の取扱い等又は引受けの業務を行うに当たっては、第9条に定める審査のために必要かつ十分な期間を確保したうえで、本章の規</u></p>	<p><u>(社内審査の独立性の確保)</u>  <b>第4条</b> <u>正会員は、第6条に定める審査の業務を的確に遂行することができる人的構成を確保するとともに、独立した審査意見の形成を行うため、次に掲げるすべての要件を満</u></p>

改正案	現 行
<p><u>定に基づき当該審査を行った内容を踏まえて総合的な判断と責任のもとに電子記録移転権利の募集等の取扱い等及び引受けの判断を行わなければならない。</u></p> <p>( 削 る )</p> <p>( 削 る )</p> <p>( 削 る )</p> <p>( 削 る )</p>	<p><u>たす組織体制を構築しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>電子記録移転権利の募集等の取扱い等又は引受けに係る審査（以下「審査」という。）部門を設置すること。</u></p> <p>(2) <u>審査部門において審査業務を遂行する担当者は、営業業務（電子記録移転権利の募集等の取扱い等又は引受けを推進する業務を含む。以下同じ。）に携わらないこと。</u></p> <p>(3) <u>審査部門を担当する役員は、営業部門（電子記録移転権利の募集等の取扱い等又は引受けを推進する部門を含む。以下同じ。）を担当しないこと。</u></p> <p><u>2 正会員は、次に掲げるすべての要件を満たしている場合には、前項に規定する体制を構築しているものとみなす。</u></p> <p>(1) <u>審査業務を遂行する担当者は、当該審査案件に係る営業業務に携わらないこと。</u></p> <p>(2) <u>すべての審査案件について、法務コンプライアンス部門の責任者を含む複数の責任者から構成される会議体の議決（当該案件に係る営業業務に携わる者が、その表決に加わらないものをいう。）により判断を行うこと。</u></p> <p>(3) <u>法務コンプライアンス部門の責任において、判断に係る資料及び情報の十分性について分析及び評価を行うとともに、当該判断の形成過程についての適正性を確認</u></p>

改 正 案	現 行
	<p>すること。</p> <p>(4) <u>電子記録移転権利に利用される電子情報処理組織に係るリスクについて、専門家による検証結果をシステムリスク管理部門の責任において入手・評価する等の方法により継続的な審査が実施されること。</u></p>
<p><u>(契約の締結等)</u></p> <p><u>第5条 正会員は、次の各号の行為を行うに当たっては、あらかじめ、発行者又は売出人(売出しをする者で発行者以外の者をいう。以下同じ。)との間で、当該各号に定める契約を締結しなければならない。</u></p> <p><u>1 電子記録移転権利の募集等の取扱い等募集の取扱い委託契約又は売出しの取扱い委託契約</u></p> <p><u>2 電子記録移転権利の募集又は売出しの引受け元引受契約</u></p> <p style="text-align: center;">( 削 る )</p> <p><u>2 正会員は、前項各号の契約において、次の各号に掲げる事項が規定されていなければ、前項各号に規定する業務を行ってはならない。</u></p> <p><u>1 正会員による第9条に定める審査の実施(当該契約の</u></p>	<p><u>(審査等に係る社内規則及び社内マニュアルの整備)</u></p> <p><u>第5条 正会員は、電子記録移転権利の募集等の取扱い等又は引受けの業務を行うにあたり、次の各号に掲げる事項を社内規則に定めなければならない。</u></p> <p><u>(1) 審査を行うに際して審査すべき項目(以下「審査項目」という。)及び当該項目を適切に審査するために必要な事項</u></p> <p><u>(2) 審査部門が営業部門から独立した審査意見の形成を行うために必要な事項(前条第2項の場合には、審査業務を遂行する担当者が営業部門に携わる者から独立した審査意見の形成を行うために必要な事項)</u></p> <p><u>(3) その他適切な判断を行うために必要な事項</u></p> <p><u>2 正会員は、前項第1号に規定する審査項目に基づき審査するための手順に関する社内マニュアルを定めなければならない。</u></p>

改 正 案	現 行
<p><u>締結前に当該審査が終了している場合を除く。)</u></p> <p><u>2 正会員による第9条に定める審査に対する発行者の情報提供の協力義務(当該契約の締結前に当該審査が終了している場合を除く。)</u></p> <p>( 削 る )</p> <p>( 削 る )</p>	<p><u>3 正会員は、前2項に規定する社内規則及び社内マニュアルについて、適宜その内容を見直し、充実させるものとする。</u></p> <p><u>4 正会員は、本協会が求める場合には、第1項及び第2項に規定する社内規則及び社内マニュアルを本協会に提出しなければならない。</u></p>
<p><b>第2節 募集等の取扱い等及び引受けの体制の整備</b></p>	<p>( 新 設 )</p>
<p><u>(払込日までの発行者動向の把握)</u></p> <p><u>第6条 正会員は、電子記録移転権利の募集等の取扱い等又は引受けの業務を行うに当たっては、当該業務の払込日(売出しに係る引受けの場合は受渡日をいう。)までの発行者の動向についての的確な情報の把握に努めるものとし、必要に応じて発行者から聴取を行うものとする。</u></p> <p>( 削 る )</p>	<p><u>(審査項目)</u></p> <p><u>第6条 正会員は、電子記録移転権利の募集等の取扱い等又は引受けを行うにあたっては、当該電子記録移転権利について、前条の規定により当該正会員が策定した社内規則に従って、あらかじめ次の各号に掲げる事項について厳正に審査を行わなければならない。</u></p> <p><u>(1) 発行者及びその行う事業の実在性</u></p> <p><u>(2) 発行者の財務状況</u></p> <p><u>(3) 発行者の事業計画の妥当性</u></p> <p><u>(4) 発行者の法令遵守状況を含めた社会性</u></p> <p><u>(5) 反社会的勢力への該当性、反社会的勢力との関係の有</u></p>

改 正 案	現 行
<p>( 削 る )</p>	<p><u>無及び反社会的勢力との関係排除への仕組みとその運用状況</u></p> <p><u>(6) 当該正会員と発行者との利害関係の状況(当該正会員が当該電子記録移転権利の発行者である場合を除く。)</u></p> <p><u>(7) 当該電子記録移転権利に投資するに当たってのリスク</u></p> <p><u>(8) 調達する資金の用途</u></p> <p><u>(9) 当該電子記録移転権利の保有又は移転の方法その他当該電子記録移転権利の仕組みに関するリスク</u></p> <p><u>(10) その他正会員が必要と認める事項</u></p>
<p><u>(社内審査の独立性の確保)</u></p> <p><u>第7条 正会員は、第9条に定める審査の業務を的確に遂行することができる人的構成を確保するとともに、独立した審査意見の形成を行うため、次に掲げるすべての要件を満たす組織体制を構築しなければならない。</u></p> <p><u>1 電子記録移転権利の募集等の取扱い等又は引受けに係る審査(以下「審査」という。)部門を設置すること。</u></p> <p><u>2 審査部門において審査業務を遂行する担当者は、営業業務(電子記録移転権利の募集等の取扱い等又は引受けを推進する業務を含む。以下同じ。)に携わらないこと。</u></p> <p><u>3 審査部門を担当する役員は、営業部門(電子記録移転権利の募集等の取扱い等又は引受けを推進する部門を</u></p>	<p><u>(社内記録の作成、保存)</u></p> <p><u>第7条 正会員は、電子記録移転権利の募集等の取扱い等又は引受けを行った場合には、次の各号に掲げる記録を作成し、書面又は電磁的方法により、当該審査を終了した日から10年間これを保存しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 前条に定める審査の内容、当該審査の結果の判断に至る理由及び形成過程、当該審査の過程において把握した問題点等に係る記録</u></p> <p><u>(2) 当該審査の判断の基となった資料及び情報に係る記録</u></p> <p><u>(3) 当該審査において収集した資料及び情報(前号の資料及び情報を除き、判断に影響を及ぼすと認められるもの</u></p>

改 正 案	現 行
<p><u>含む。以下同じ。）を担当しないこと。</u></p> <p><b>2</b> <u>正会員は、次に掲げるすべての要件を満たしている場合には、前項に規定する体制を構築しているものとみなす。</u></p> <p><b>1</b> <u>審査業務を遂行する担当者は、当該審査案件に係る営業業務に携わらないこと。</u></p> <p><b>2</b> <u>すべての審査案件について、法務コンプライアンス部門の責任者を含む複数の責任者から構成される会議体の議決（当該案件に係る営業業務に携わる者が、その表決に加わらないものをいう。）により判断を行うこと。</u></p> <p><b>3</b> <u>法務コンプライアンス部門の責任において、判断に係る資料及び情報の十分性について分析及び評価を行うとともに、当該判断の形成過程についての適正性を確認すること。</u></p> <p><b>4</b> <u>電子記録移転権利に利用される電子情報処理組織に係るリスクについて、専門家による検証結果をシステムリスク管理部門の責任において入手・評価する等の方法により継続的な審査が実施されること。</u></p>	<p><u>に限る。）並びに当該資料及び情報に対する分析及び評価の内容に係る記録</u></p> <p style="text-align: center;">（ 新 設 ）</p>
<p><u>（審査等に係る社内規則及び社内マニュアルの整備）</u></p> <p><b>第8条</b> <u>正会員は、電子記録移転権利の募集等の取扱い等又は引受けの業務を行うにあたり、次の各号に掲げる事項を社内規則に定めなければならない。</u></p>	<p><u>（検査又は監査の実施）</u></p> <p><b>第8条</b> <u>正会員は、次に掲げる事項について、定期的に検査又は監査を行わなければならない。</u></p>

改正案	現 行
<p><u>1 次条に規定する審査を行うに際して審査すべき項目（以下「審査項目」という。）及び当該項目を適切に審査するために必要な事項</u></p> <p><u>2 審査部門が営業部門から独立した審査意見の形成を行うために必要な事項（前条第2項の場合には、審査業務を遂行する担当者が営業部門に携わる者から独立した審査意見の形成を行うために必要な事項）</u></p> <p><u>3 その他適切な判断を行うために必要な事項</u></p> <p><u>2 正会員は、前項第1号に規定する審査項目に基づき審査するための手順に関する社内マニュアルを定めなければならない。</u></p> <p><u>3 正会員は、前2項に規定する社内規則及び社内マニュアルについて、適宜その内容を見直し、充実させるものとする。</u></p> <p><u>4 正会員は、本協会が求める場合には、第1項及び第2項に規定する社内規則及び社内マニュアルを本協会に提出しなければならない。</u></p>	<p><u>(1) 第5条第1項に基づき定める社内規則が遵守されていること</u></p> <p><u>(2) 第5条第2項に基づき定める社内マニュアルが適正に運用されていること</u></p> <p>( 新 設 )</p> <p>( 新 設 )</p> <p>( 新 設 )</p> <p>( 新 設 )</p>
<p><u>(適切な審査)</u></p> <p><u>第9条 正会員は、電子記録移転権利の募集等の取扱い等又は引受けの業務を行うに当たっては、当該募集又は売出しが資本市場における資金調達又は売出しとしてふさわしいか否か及び当該発行者の情報開示が適切に行われるか</u></p>	<p><u>(本協会への報告)</u></p> <p><u>第9条 正会員は、電子記録移転権利の募集等の取扱い等又は引受けの状況について、本協会が別に定めるところにより、本協会に報告しなければならない。</u></p>

改 正 案	現 行
<p><u>否かの観点から、審査部門において、次条に規定する審査項目について厳正に審査を行わなければならない。</u></p> <p><b>2</b> <u>正会員は、前項の審査を行うに当たっては、発行者によって公開された資料を確認するとともに、原則として、細則に定める資料（以下「審査資料」という。）を細則に定めるところにより、発行者から受領するものとする。</u></p> <p><b>3</b> <u>正会員は、次条に規定する審査項目について審査するため、前項の発行者によって公開された資料及び審査資料に記載されている事項の内容を確認する場合には、発行者に対し、当該確認すべき内容を書面（電磁的方法を含む。以下同じ。）により送付し、その回答を書面により受領するよう努め、必要に応じて当該発行者との間で面談を行うものとする。</u></p>	<p>( 新 設 )</p> <p>( 新 設 )</p>
<p><u>(審査項目)</u></p> <p><b>第 10 条</b> <u>正会員は、電子記録移転権利の募集等の取扱い等又は引受けを行うにあたっては、当該電子記録移転権利について、第 8 条の規定により当該正会員が策定した社内規則に従って、あらかじめ次の各号に掲げる場合の区分に応じて厳正に審査を行わなければならない。</u></p> <p><b>1</b> <u>当該電子記録移転権利に表示される権利が金商法第 2 条第 2 項第 3 号若しくは第 4 号に該当する権利又は同項第 5 号若しくは第 6 号に該当する権利である場合</u></p>	<p>( 新 設 )</p>

改 正 案	現 行
<p><u>イ 発行者及びその行う事業の実在性</u></p> <p><u>ロ 発行者の財務状況</u></p> <p><u>ハ 事業計画の妥当性</u></p> <p><u>ニ 発行者等(発行者及び発行者から資産運用に係る業務委託を受けた者(当該者から再委託を受けた者を含む。)をいう。次号において同じ。)の法令遵守状況を含めた社会性</u></p> <p><u>ホ 資産運用の健全性(発行者が資産運用を資産運用会社に委託する場合における資産運用の健全性を含む。)</u></p> <p><u>ヘ 当該正会員と発行者との利害関係の状況(当該正会員が当該電子記録移転権利の発行者である場合を除く。)</u></p> <p><u>ト 当該電子記録移転権利に投資するに当たってのリスク</u></p> <p><u>チ 調達する資金の用途</u></p> <p><u>リ 当該電子記録移転権利の保有又は移転の方法その他当該電子記録移転権利の仕組みに関するリスク</u></p> <p><u>ヌ 適切な開示</u></p> <p><u>ル その他正会員が必要と認める事項</u></p> <p><u>2 当該電子記録移転権利に表示される権利が金商法第2条第2項第1号又は同項第2号の要件に該当する権</u></p>	

改 正 案	現 行
<p><u>利である場合</u></p> <p><u>イ 発行者及びその行う事業の実在性</u></p> <p><u>ロ 事業計画の妥当性</u></p> <p><u>ハ 発行者等の法令遵守状況を含めた社会性</u></p> <p><u>ニ 資産運用の健全性(発行者が資産運用を第三者に委託する場合は、当該第三者の資産運用の健全性を含む。)</u></p> <p><u>ホ 当該正会員と発行者との利害関係の状況(当該正会員が当該電子記録移転権利の発行者である場合を除く。)</u></p> <p><u>ヘ 当該電子記録移転権利に投資するに当たってのリスク</u></p> <p><u>ト 調達する資金の用途</u></p> <p><u>チ 当該電子記録移転権利の保有又は移転の方法その他当該電子記録移転権利の仕組みに関するリスク</u></p> <p><u>リ 適切な開示</u></p> <p><u>ヌ その他正会員が必要と認める事項</u></p>	
<p><u>(分別管理態勢の確認)</u></p> <p><u>第11条 正会員は、電子記録移転権利(金商法第2条第2項第5号から第7号に掲げる権利に限る。以下、本条及び次条において同じ。)</u>について、<u>電子記録移転権利の募集等の取扱い等又は引受けの業務を行うに当たっては、出資</u></p>	<p>( 新 設 )</p>

改 正 案	現 行
<p><u>され又は拠出された顧客の金銭(施行令第1条の3で定める金銭に類するもの及び金商法第2条の2の規定により金銭とみなされるものを含む。以下同じ。)が、当該金銭を充てて行われる事業を行う者の固有財産その他当該者の行う他の事業に係る財産と分別して管理されていること又は管理されていないおそれがないことを確認しなければならない。</u></p>	
<p><u>(金銭の流用が行われている場合の業務の禁止)</u>  <b>第12条</b> <u>正会員は、電子記録移転権利について、出資され又は拠出された顧客の金銭が、当該金銭を充てて行われる事業に充てられていないことを知りながら、電子記録移転権利の募集等の取扱い等又は引受けの業務を行ってはならない。</u></p>	( 新 設 )
<p><u>(社内記録の作成、保存)</u>  <b>第13条</b> <u>正会員は、電子記録移転権利の募集等の取扱い等又は引受けを行った場合には、次の各号に掲げる記録を作成し、書面により、当該審査を終了した日から10年間これを保存しなければならない。</u>  1 <u>前条に定める審査の内容、当該審査の結果の判断に至る理由及び形成過程、当該審査の過程において把握した問題点等に係る記録</u>  2 <u>当該審査の判断の基となった資料及び情報に係る記</u></p>	( 新 設 )

改 正 案	現 行
<p><u>録</u></p> <p><u>3 当該審査において収集した資料及び情報(前号の資料及び情報を除き、判断に影響を及ぼすと認められるものに限る。)並びに当該資料及び情報に対する分析及び評価の内容に係る記録</u></p>	
<p><u>(検査又は監査の実施)</u></p> <p><u>第14条 正会員は、次に掲げる事項について、定期的に検査又は監査を行わなければならない。</u></p> <p><u>1 第8条第1項に基づき定める社内規則が遵守されていること</u></p> <p><u>2 第8条第2項に基づき定める社内マニュアルが適正に運用されていること</u></p>	( 新 設 )
<p><u>第3節 反社会的勢力の排除</u></p>	( 新 設 )
<p><u>(反社会的勢力排除のための契約内容)</u></p> <p><u>第15条 正会員は、発行者又は売出人(以下、総称して「発行者等」という。)との間において締結する第5条第1項各号に掲げる契約において、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。</u></p> <p><u>1 発行者等が反社会的勢力でない旨を確約すること。</u></p> <p><u>2 前号の確約が虚偽であると認められたときは、正会員の申出により当該契約が解除されること。</u></p> <p><u>3 発行者等が反社会的勢力に該当すると認められたと</u></p>	( 新 設 )

改 正 案	現 行
<p><u>きは、正会員の申出により当該契約が解除されること。</u></p>	
<p><u>(反社会的勢力の排除)</u>  <b>第 16 条</b> <u>正会員は、第 9 条の規定に基づく審査により、発行者等が反社会的勢力に該当すると認められたとき又は反社会的勢力と関係があることが判明したときは、第 5 条第 1 項各号に掲げる契約を締結してはならない。</u>  <b>2</b> <u>正会員は、第 5 条第 1 項各号に掲げる契約を締結した後に発行者等が反社会的勢力に該当すると認められたときは、第 5 条第 1 項各号に掲げる契約に基づく電子記録移転権利の募集等の取扱い等又は引受けを行ってはならない。</u></p>	<p>( 新 設 )</p>
<p><b>第 4 節 その他</b></p>	<p>( 新 設 )</p>
<p><u>(本協会への報告)</u>  <b>第 17 条</b> <u>正会員は、電子記録移転権利の募集等の取扱い等又は引受けの状況について、本協会が別に定めるところにより、本協会に報告しなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p>この改正は、2024 年 7 月 1 日から施行し、同日以後に行う募集等の取扱い等及び引受けについて適用する。</p>	<p>( 新 設 )</p>

## 「電子記録移転権利の募集の取扱い等及び引受けに関する規則」に関する細則

### (目的)

第1条 この細則は、電子記録移転権利の募集の取扱い等及び引受けに関する規則（以下「規則」という。）の施行に関し、必要な事項を定める。

### (審査に係る個別資料)

第2条 規則第9条第2項に規定する細則に定める資料は、次に掲げるものとする。

- 1 調達資金使途
- 2 予想貸借対照表及び予想キャッシュ・フロー表
- 3 利益計画
- 4 最近の財政状態及び経営成績
- 5 事業等のリスクに関する検討事項
- 6 その他正会員が必要と認める資料

### (審査資料の受領の取扱い)

第3条 規則第9条第2項に規定する正会員の審査資料の受領の取扱いは、審査を行うために十分な期間前までに受領すること。

### (審査項目の細目)

第4条 規則第10条第1号に規定する審査項目の細目は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 1 発行者及びその行う事業の実在性  
発行者及び行う事業が実在していることの確認
- 2 発行者の財務状況  
イ 発行者の財務状況及び資金繰りの状況  
ロ 発行者の経営成績
- 3 事業計画の妥当性  
イ 事業計画・利益計画の策定根拠の妥当性  
ロ 事業のリスクに関する発行者による分析・評価の妥当性  
ハ 利益計画の達成状況  
ニ 事業継続に当たって重要な契約の締結状況  
ホ 権利の確保の状況  
ヘ エンジニアリングレポート（建物の状況、リスク等の調査に関する報告書をいう。以下同じ。）の内容等  
ト 権利の取得価格及び取得の経緯
- 4 発行者等の法令遵守状況を含めた社会性  
イ 発行者等の経営者等による法令遵守やリスク管理等に対する十分な意識の有無  
ロ 許認可等の手続を要する事業にあっては必要な手続の履践状況  
ハ 金融商品取引業等に関する内閣府令第125条に定める分別管理を確保するための措置の状況  
ニ 反社会的勢力への該当性、反社会的勢力との関係の有無及び反社会的勢力との関係排除への仕組みとその運用状況  
ホ 発行者等の適切な業務遂行能力

- 5 資産運用の健全性（発行者が資産運用を資産運用会社に委託する場合における資産運用の健全性を含む。）
    - イ 発行者と資産運用会社及びその親会社等との関係
    - ロ 資産運用会社、その親会社等及びその他利害関係人との利益相反取引に対する牽制のための体制
    - ハ 資産運用会社の反社会的勢力への該当性、反社会的勢力との関係及び反社会的勢力との関係排除への仕組みとその運用状況
    - ニ 利害関係人との取引の必要性及び取引条件の妥当性
  - 6 当該正会員と発行者との利害関係の状況（当該正会員が当該電子記録移転権利の発行者である場合を除く。）

発行者と正会員の出資関係、役員派遣、取引等の関係の状況
  - 7 当該電子記録移転権利に投資するに当たってのリスク  
当該電子記録移転権利に投資するにあたって投資者が負うリスク（第9号に規定するリスクを除く。）
  - 8 調達する資金の用途
    - イ 目標募集額の事業計画及び事業者の財務状況に照らした合理性
    - ロ 目標募集額及びその用途の事業計画と整合性
    - ハ 過去に調達した資金の充当状況
  - 9 当該電子記録移転権利の保有又は移転の方法その他当該電子記録移転権利の仕組みに関するリスク  
発行者が電子記録移転権利を保有又は移転するために使用する電子情報処理組織等及びその管理態勢等に投資者保護上存在するリスク
  - 10 適切な開示
    - イ 組合等の状況、投資リスク等、開示内容の適正性、開示範囲の十分性及び開示表現の妥当性
    - ロ 調達する資金の用途の適切な開示
    - ハ 法令に基づく情報開示を適正に行える体制
- 2 規則第10条第2号に規定する審査項目の細目は、次の各号に掲げるとおりとする。
- 1 発行者及びその行う事業の実在性  
発行者及び行う事業が実在していることの確認
  - 2 事業計画の妥当性
    - イ 事業計画・利益計画の策定根拠の妥当性
    - ロ 事業のリスクに関する発行者による分析・評価の妥当性
    - ハ 利益計画の達成状況
    - ニ 事業継続に当たって重要な契約の締結状況
    - ホ 権利の確保の状況へ エンジニアリングレポートの内容等
    - ト 権利の取得価格及び取得の経緯
  - 3 発行者等の法令遵守状況を含めた社会性
    - イ 発行者等の経営者等による法令遵守やリスク管理等に対する十分な意識の有無
    - ロ 許認可等の手続を要する事業にあっては必要な手続の履践状況
    - ハ 反社会的勢力への該当性、反社会的勢力との関係の有無及び反社会的勢力との関係排除への仕組みとその運用状況
    - ニ 発行者等の適切な業務遂行能力
  - 4 資産運用の健全性（発行者が資産運用を資産運用会社に委託する場合における資産運用の健全性を含む。）

- イ 発行者と資産運用会社及びその親会社等との関係
  - ロ 資産運用会社、その親会社等及びその他利害関係人との利益相反取引に対する牽制のための体制
  - ハ 資産運用会社の反社会的勢力への該当性、反社会的勢力との関係及び反社会的勢力との関係排除への仕組みとその運用状況
  - ニ 利害関係人との取引の必要性及び取引条件の妥当性
- 5 当該正会員と発行者との利害関係の状況（当該正会員が当該電子記録移転権利の発行者である場合を除く。）
- 発行者と正会員の出資関係、役員派遣、取引等の関係の状況
- 6 当該電子記録移転権利に投資するに当たってのリスク
- 当該電子記録移転権利に投資するに当たって投資者が負うリスク（第8号に規定するリスクを除く。）
- 7 調達する資金の用途
- イ 目標募集額の事業計画及び事業者の財務状況に照らした合理性
  - ロ 目標募集額及びその用途の事業計画と整合性
  - ハ 過去に調達した資金の充当状況
- 8 当該電子記録移転権利の保有又は移転の方法その他当該電子記録移転権利の仕組みに関するリスク
- 発行者が電子記録移転権利を保有又は移転するために使用する電子情報処理組織等及びその管理態勢等に投資者保護上存在するリスク
- 9 適切な開示
- イ 信託財産の状況、投資リスク等、開示内容の適正性、開示範囲の十分性及び開示表現の妥当性
  - ロ 調達する資金の用途の適切な開示
  - ハ 法令に基づく情報開示を適正に行える体制

## 附 則

この規則は、令和6年7月1日から施行する。

「金融商品仲介業者に関する規則」の一部改正について

2024年4月1日  
(下線部分変更)

改正案	現 行
<p>(目的)</p> <p><b>第1条</b> この規則は、正会員が金融商品仲介業者に委託する電子記録移転権利等(定款第3条第3号に規定する電子記録移転権利等をいう。以下同じ。)に係る業務に関し、金融商品仲介業者に遵守させるべき事項等を定め、正会員が指導及び監督することを通じて当該金融商品仲介業者における適正な業務運営を図り、もって投資者保護に資することを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p><b>第1条</b> この規則は、正会員が金融商品仲介業者に委託する電子記録移転権利等に係る業務に関し、金融商品仲介業者に遵守させるべき事項等を定め、正会員が指導及び監督することを通じて当該金融商品仲介業者における適正な業務運営を図り、もって投資者保護に資することを目的とする。</p>
<p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p><b>1</b> 金融商品仲介行為 電子記録移転権利等に係る金融商品取引法(以下「金商法」という。)第2条第11項第1号から第3号までに掲げる行為をいう。</p> <p><b>2</b> 金融商品仲介業 前号に掲げる行為に係る業務をいう。</p> <p><b>3</b> 金融商品仲介業者</p>	<p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p><b>(1)</b> 金融商品仲介行為 電子記録移転権利等に係る金融商品取引法(以下「金商法」という。)第2条第11項第1号から第3号までに掲げる行為をいう。</p> <p><b>(2)</b> 金融商品仲介業 前号に掲げる行為に係る業務をいう。</p> <p><b>(3)</b> 金融商品仲介業者</p>

改正案	現 行
<p>定款第3条第11号に規定する金融商品仲介業者をいう。</p> <p><u>4 役員</u> 法人である金融商品仲介業者の役員のうち、金融商品仲介業を担当する者をいう。</p> <p><u>5 従業員</u> 金融商品仲介業者の使用人その他の従業者のうち、当該金融商品仲介業者の国内に所在する営業所又は事務所において金融商品仲介業に従事する者をいう。</p> <p><u>6 外務員</u> 金融商品仲介業者の役員又は従業員のうち、金商法第66条の25において準用する同法第64条第1項の規定により金融商品仲介業者の外務員の登録を受けている者をいう。</p> <p><u>7 外務員の職務</u> <u>金商法第66条の25において準用する同法第64条第1項各号に掲げる行為をいう。</u></p>	<p>定款第3条第11号に規定する金融商品仲介業者をいう。</p> <p><u>(4) 役員</u> 法人である金融商品仲介業者の役員のうち、金融商品仲介業を担当する者をいう。</p> <p><u>(5) 従業員</u> 金融商品仲介業者の使用人その他の従業者のうち、当該金融商品仲介業者の国内に所在する営業所又は事務所において金融商品仲介業に従事する者をいう。</p> <p><u>(6) 外務員</u> 金融商品仲介業者の役員又は従業員のうち、金商法第66条の25において準用する同法第64条第1項の規定により金融商品仲介業者の外務員の登録を受けている者をいう。</p> <p style="text-align: center;">( 新 設 )</p>
<p><u>(法令等違反行為を行った外務員への対応等)</u> <u>第3条の2 正会員は、金融商品仲介業者において外務員の登録を受けようとする者又は個人である金融商品仲介業者（以下「個人金融商品仲介業者」という。）が、外務員の職務停止処分者（金商法第66条の20第1項の規定に</u></p>	<p style="text-align: center;">( 新 設 )</p>

改 正 案	現 行
<p>より金融商品仲介業者の業務停止処分を受けた個人金融商品仲介業者若しくは同法第 66 条の 25 において準用する同法第 64 条の 5 第 1 項の規定により金融商品仲介業者の外務員の職務停止処分を受けた者をいう。以下同じ。) 若しくは第 17 条に規定する外務員の職務禁止措置者又は「外務員の資格、登録等に関する規則」(以下「外務員規則」という。)第 8 条の処分を受けた者又は同規則第 12 条に規定する外務員の職務禁止措置者であることが判明した場合には、法令等違反行為の抑止及び投資者保護に ついて、自らの研修等を受講させるものとする。</p>	
<p>(金融商品仲介業に係る業務委託契約の締結)  <b>第 4 条</b> ( 現行どおり )</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 金融商品仲介業者又はその役員若しくは従業員が金商法その他の関係法令を遵守すること。</li> <li>2 正会員が金融商品仲介業者に対して本協会の定款その他の規則を遵守するように指導及び監督し、金融商品仲介業者が正会員の指導に従うこと。</li> <li>3 本協会が正会員に対し、金融商品仲介業者からの事情聴取又は資料提出を求めた場合には、金融商品仲介業者はこれに応じなければならないこと。</li> <li>4 正会員が金融商品仲介業者に対し検査を行うことができること及び金融商品仲介業者はこれに応じなけれ</li> </ol>	<p>(金融商品仲介業に係る業務委託契約の締結)  <b>第 4 条</b> ( 省 略 )</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 金融商品仲介業者又はその役員若しくは従業員が金商法その他の関係法令を遵守すること。</li> <li>(2) 正会員が金融商品仲介業者に対して本協会の定款その他の規則を遵守するように指導及び監督し、金融商品仲介業者が正会員の指導に従うこと。</li> <li>(3) 本協会が正会員に対し、金融商品仲介業者からの事情聴取又は資料提出を求めた場合には、金融商品仲介業者はこれに応じなければならないこと。</li> <li>(4) 正会員が金融商品仲介業者に対し検査を行うことができること及び金融商品仲介業者はこれに応じなけれ</li> </ol>

改 正 案	現 行
<p>ばならないこと。</p>	<p>ばならないこと。</p>
<p>(投資勧誘の基本原則の徹底等)</p> <p><b>第5条</b> 正会員は、次に掲げる事項を遵守するよう金融商品仲介業者に周知し、徹底しなければならない。</p> <p><u>1</u> 常に投資者の信頼の確保を第一義とし、法令等を遵守し、投資者本位の事業活動に徹すること。</p> <p><u>2</u> 顧客の投資経験、投資目的、資力等を十分に把握し、顧客の意向と実情に適合した投資勧誘に努めること。</p> <p><u>3</u> 金融商品仲介行為に係る取引に関し、重要な事項について、顧客に十分な説明を行うとともに、理解を得るよう努めること。</p> <p><u>4</u> 投資勧誘に当たっては、顧客に対し、投資は投資者自身の判断と責任において行うべきものであることを理解させること。</p> <p>2 ( 現行どおり )</p>	<p>(投資勧誘の基本原則の徹底等)</p> <p><b>第5条</b> 正会員は、次に掲げる事項を遵守するよう金融商品仲介業者に周知し、徹底しなければならない。</p> <p><u>(1)</u> 常に投資者の信頼の確保を第一義とし、法令等を遵守し、投資者本位の事業活動に徹すること。</p> <p><u>(2)</u> 顧客の投資経験、投資目的、資力等を十分に把握し、顧客の意向と実情に適合した投資勧誘に努めること。</p> <p><u>(3)</u> 金融商品仲介行為に係る取引に関し、重要な事項について、顧客に十分な説明を行うとともに、理解を得るよう努めること。</p> <p><u>(4)</u> 投資勧誘に当たっては、顧客に対し、投資は投資者自身の判断と責任において行うべきものであることを理解させること。</p> <p>2 ( 省 略 )</p>
<p>(金融商品仲介業者が行う広告等の表示の審査)</p> <p><b>第7条</b> 正会員は、金融商品仲介業者が行う金融商品仲介業に係る広告等の表示及び景品類の提供については、<u>「広告等の表示及び景品類の提供に関する規則」</u>の規定に準じこれを審査したものでなければ、当該金融商品仲介業者に行わせてはならない。</p> <p>2 ( 現行どおり )</p>	<p>(金融商品仲介業者が行う広告等の表示の審査)</p> <p><b>第7条</b> 正会員は、金融商品仲介業者が行う金融商品仲介業に係る広告等の表示及び景品類の提供については、<u>電子記録移転権利等の取引等に関する規則第9条</u>の規定に準じこれを審査したものでなければ、当該金融商品仲介業者に行わせてはならない。</p> <p>2 ( 省 略 )</p>

改正案	現行
3 ( 現行どおり )	3 ( 省 略 )
<p>(金融商品仲介業者の外務員の登録事務)</p> <p>第 10 条 ( 現行どおり )</p> <p><u>2</u> 本協会が行う金融商品仲介業者の外務員の登録に関する事務(金商法第 66 条の 25 において準用する同法第 64 条の 7 第 1 項の規定により行う金融商品仲介業者の外務員の登録に関する事務(同法第 64 条の 5 に規定するものを除く。))をいう。以下同じ。)については、金商法の規定に従うとともに、外務員規則の規定に準じて行われるものとする。この場合において、金融商品仲介業者に対して通知する必要があるときは、当該金融商品仲介業者の同法第 66 条の 2 第 1 項第 4 号に規定する所属金融商品取引業者等である正会員(以下「所属正会員」という。)を通じて行う。</p> <p><u>3</u> 前 2 項の規定にかかわらず、当該正会員と当該金融商品仲介業者の間で、金融商品仲介業者の外務員の登録に関する事務の状況について随時情報の共有を行っている場合において、当該金融商品仲介業者が本協会が指定する電子情報処理組織により外務員登録申請その他外務員登録に関する申請等を行おうとする場合には、当該金融商品仲介業者は当該電子情報処理組織を通じて行うことができる。この場合において、本協会は金融商品仲介業者に対して通</p>	<p>(金融商品仲介業者の外務員の登録事務)</p> <p>第 10 条 ( 省 略 )</p> <p><u>2</u> 本協会が行う金融商品仲介業者の外務員の登録に関する事務(金商法第 66 条の 25 において準用する同法第 64 条の 7 第 1 項の規定により行う金融商品仲介業者の外務員の登録に関する事務をいう。以下同じ。)については、金商法の規定に従うとともに、<u>外務員の資格、登録等に関する規則(以下「外務員規則」という。)</u>の規定に準じて行われるものとする。この場合において、金融商品仲介業者に対して通知する必要があるときは、当該金融商品仲介業者の同法第 66 条の 2 第 1 項第 4 号に規定する所属金融商品取引業者等である正会員(以下「所属正会員」という。)を通じて行う。</p> <p><u>3</u> ( 新 設 )</p>

改 正 案	現 行
<p><u>知する必要があるときは、当該電子情報処理組織を通じて通知を行う。</u></p>	
<p>第 11 条 ( 削 る )</p>	<p><u>(金融商品仲介業者の外務員処分に係る通知及び所属正会員への周知)</u>  <b>第 11 条</b> <u>本協会は、金融商品仲介業者の外務員について、金商法第 66 条の 25 において準用する同法第 64 条の 5 第 1 項の規定に基づく処分をしようとするときは、行政手続法第 15 条第 1 項及び第 2 項の各号に掲げる事項を当該金融商品仲介業者に所属正会員を通じて通知し、同法に定める聴聞を行う。</u>  <b>2</b> <u>本協会は、前項の処分を行ったときは、遅滞なく、当該処分内容及びその理由を当該金融商品仲介業者に所属正会員を通じて通知する。</u>  <b>3</b> <u>本協会は、前項の通知を行ったときは、当該通知先の全ての所属正会員に周知する。</u></p>
<p><u>(禁止行為)</u>  <b>第 12 条</b> <u>正会員は、個人金融商品仲介業者又は金融商品仲介業者の外務員が、次の各号に掲げる行為を行うことのないようにしなければならない。</u></p>	<p><u>(事故報告)</u>  <b>第 12 条</b> <u>正会員は、金融商品仲介業に関し、個人金融商品仲介業者若しくは金融商品仲介業者の外務員又はこれらであった者に金融商品取引業等に関する内閣府令第 199 条第 7 号に規定する事故等(電子記録移転権利の売買その他の取引等に係る事故等に限る。)があったことを知ったときは、外務員規則第 12 条に準じて報告する。</u></p>

改 正 案	現 行
<p><u>1 金融商品仲介行為につき、当該金融商品仲介行為に係る電子記録移転権利等の売買その他の取引等（定款第3条第4号に規定する「電子記録移転権利等の売買その他の取引等」をいう。以下同じ。）について顧客に損失が生ずることとなり、又はあらかじめ定めた額の利益が生じないこととなった場合には自己又は第三者がその全部又は一部を補填し、又は補足するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させること。</u></p>	<p>( 新 設 )</p>
<p><u>2 金融商品仲介行為につき、自己又は第三者が電子記録移転権利等について生じた顧客の損失の全部若しくは一部を補填し、又はこれらについて生じた顧客の利益に追加するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させること。</u></p>	<p>( 新 設 )</p>
<p><u>3 金融商品仲介行為につき、電子記録移転権利等について生じた顧客の損失の全部若しくは一部を補填し、又はこれらについて生じた顧客の利益に追加するため、当該顧客又は第三者に対し、財産上の利益を提供し、又は第三者に提供させること。</u></p>	<p>( 新 設 )</p>

改 正 案	現 行
4 <u>金融商品仲介行為につき、顧客の同意を得ずに、当該顧客の計算による電子記録移転権利等の売買その他の取引等を行うこと。</u>	( 新 設 )
5 <u>いかなる名義を用いているかを問わず、所属正会員以外の正会員に顧客の電子記録移転権利等の売買その他の取引等の注文を出すこと。</u>	( 新 設 )
6 <u>いかなる名義を用いているかを問わず、自己の計算において金商法第156条の24第1項に規定する信用取引、金商法第28条第8項第6号に規定する有価証券関連デリバティブ取引、金商法第2条第22項に規定する特定店頭デリバティブ取引(金融商品取引法施行令第1条の8の6第11項第2号に該当するものを除く。)又は金商法第2条第8項第1号に規定する商品関連市場デリバティブ取引を行うこと。</u>	( 新 設 )
7 <u>金融商品仲介行為につき、顧客管理記録等により知り得た投資資金の額その他の事項に照らし、過大な数量の電子記録移転権利等の売買その他の取引等の勧誘を行うこと。</u>	( 新 設 )
8 <u>電子記録移転権利等の売買その他の取引等について、金融商品仲介業に係る顧客と損益を共にすることを、約束して勧誘し又は実行すること。</u>	( 新 設 )
9 <u>金融商品仲介業に係る顧客の電子記録移転権利等の</u>	( 新 設 )

改正案	現 行
<p><u>売買その他の取引等につき、自己がその相手方となって当該電子記録移転権利等の売買その他の取引等を成立させること。</u></p>	
<p>10 <u>金融商品仲介行為につき、顧客の電子記録移転権利等の売買その他の取引等又はこれらに関する名義書換えについて自己若しくはその親族その他自己と特別の関係のある者の名義又は住所を使用させること。</u></p>	( 新 設 )
<p>11 <u>金融商品仲介業に係る顧客の電子記録移転権利等の売買その他の取引等を行う場合において、仮名取引であることを知りながら当該媒介を行うこと。</u></p>	( 新 設 )
<p>12 <u>自己の電子記録移転権利等の売買その他の取引等について顧客の名義又は住所を使用すること。</u></p>	( 新 設 )
<p>13 <u>所属する金融商品仲介業者又は所属正会員から顧客に交付するために預託された金融商品仲介業に関する書類を遅滞なく、当該顧客に交付しないこと。</u></p>	( 新 設 )
<p>14 <u>金融商品仲介業に係る顧客の電子記録移転権利等の売買その他の取引等に関して顧客と金銭又は有価証券（電子記録移転権利等を含む。）の貸借（顧客の債務の立替えを含む。）を行うこと。</u></p>	( 新 設 )
<p>15 <u>金融商品仲介業により知り得た秘密を漏洩すること。</u></p>	( 新 設 )
<p>16 <u>正会員の審査を受けずに、個人金融商品仲介業者又は外務員限りで金融商品仲介業に係る広告等の表示又は</u></p>	( 新 設 )

改 正 案	現 行
<p><u>景品類の提供を行うこと。</u></p>	
<p><u>(不適切行為)</u></p>	<p><u>(報告)</u></p>
<p><u>第 13 条 正会員は、金融商品仲介業に関し、個人金融商品仲介業者又は金融商品仲介業者の外務員が、次の各号に掲げる行為（以下「不適切行為」という。）を行うことのないようにしなければならない。</u></p>	<p><u>第 13 条 正会員は、次の各号に掲げる場合に該当することとなったときは、遅滞なく、所定の様式によりその内容を本協会に報告しなければならない。</u></p>
<p><u>1 銘柄、価格、数量等顧客の注文内容について確認しないで、当該顧客の計算による電子記録移転権利等の売買その他の取引等を行うこと。</u></p>	<p><u>(1) 金融商品仲介業の委託契約を締結した者が金融商品仲介業の登録を受けた場合</u></p>
<p><u>2 電子記録移転権利等の性質又は取引の条件について、顧客を誤認させるような勧誘をすること。</u></p>	<p><u>(2) 金融商品仲介業者に金融商品仲介業の委託を行った場合</u></p>
<p><u>3 電子記録移転権利等の売買その他の取引等において、電子記録移転権利等の価格の騰貴若しくは下落について、顧客を誤認させるような勧誘をすること。</u></p>	<p><u>(3) 金融商品仲介業者に前号の委託を行わなくなった場合</u></p>
<p><u>4 顧客の計算による電子記録移転権利等の売買その他の取引等を行う際に、過失により事務処理を誤ること。</u></p>	<p><u>(4) 金融商品仲介業者の商号、名称又は氏名が変更された場合</u></p>
<p>( 削 る )</p>	<p><u>(5) 金融商品仲介業者が登録を受ける財務局（財務支局）が変更された場合</u></p>
<p>( 削 る )</p>	<p><u>(6) 金融商品仲介業に関連し、金融商品仲介業者又はその役員若しくは従業員に法令又は諸規則に反する行為があったことを知った場合（前条の規定に基づく報告を行った場合を除く。次号において同じ。）</u></p>

改正案	現 行
<p>( 削 る )</p>	<p>(7) <u>前号の行為の詳細が判明した場合</u></p> <p>(8) <u>金融商品仲介業者に対し金商法の規定に基づく検査が開始されたこと、及び当該検査が終了したことを知った場合</u></p> <p>(9) <u>金融商品仲介業者が金商法第 66 条の 20 の規定による登録の取り消し、業務の停止又は役員解任命令を受けたことを知った場合</u></p> <p>(10) <u>金融商品仲介業に関連し、金融商品仲介業者又はその役員若しくは従業員が金商法その他の法令の規定により罰金以上の刑を受けたことを知った場合</u></p> <p>(11) <u>金融商品仲介業に関連し、金融商品仲介業者が訴訟又は調停の当事者となったことを知った場合及び訴訟又は調停が終結したことを知った場合</u></p> <p>(12) <u>その他本協会が必要と認める場合</u></p>
<p><u>(事故連絡)</u></p> <p><u>第 14 条 正会員は、金融商品仲介業に関し、個人金融商品仲介業者若しくは金融商品仲介業者の外務員又はこれらであった者に法令若しくは第 9 条の規定に反して行う個人金融商品仲介業者の金融商品仲介行為若しくは金融商品仲介業者の外務員の職務を行う行為、第 12 条各号に規定する行為、又は電子記録移転権利等の売買その他の取引等に関し、前条に規定する不適切行為(以下、総称して「事</u></p>	<p><u>(複数の正会員が委託を行う場合の取扱い)</u></p> <p><u>第 14 条 一の金融商品仲介業者に複数の正会員が金融商品仲介業の委託を行うこととなった場合には、当該複数の正会員が協議し、当該複数の正会員を代表する一の正会員(本条において「代表正会員」という。)を定め、代表正会員は、当該金融商品仲介業者の同意書を添付のうえ、直ちに所定の様式により本協会に届け出るものとする。代表正会員を変更した場合も同様とする。</u></p>

改 正 案	現 行
<p><u>故」 という。) があったことを知ったときは、直ちにその事情を調査するとともに、前条に規定する不適切行為が過失による場合を除き、当該事故の内容を記載した所定の様式による事故連絡書を本協会に提出しなければならない。ただし、事故が適用除外電子記録移転権利(定款第3条第2号に規定する適用除外電子記録移転権利をいう。以下同じ。)に係るものである場合については、この限りでない。</u></p> <p><u>2 本協会は、前項の事故連絡書の事故の内容について、必要があると認めるときは、当該正会員に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。</u></p> <p><u>3 正会員は、前項に規定する報告又は資料の提出の請求に応じなければならない。</u></p>	<p><u>2 金融商品仲介業者に係る本協会への次の各号に掲げる手続きについては、代表正会員が行うものとする。</u></p> <p><u>(1) 第10条第1項に定める外務員の登録申請書等の提出</u></p> <p><u>(2) 前条第1号、第4号及び第5号の報告</u></p> <p><u>(3) その他本協会が必要と認める場合</u></p> <p><u>3 本協会は、前項の場合において、金融商品仲介業者に対して通知をする必要があるときは、代表正会員を通じて行うものとする。</u></p>
<p><u>(事故顛末報告)</u></p> <p><u>第15条 正会員は、前条に規定する事故(第13条に規定する不適切行為が過失による場合を除く。)についてその詳細が判明したときは、遅滞なく、その顛末を記載した所定の様式による事故顛末報告書を本協会に提出しなければならない。ただし、事故が適用除外電子記録移転権利に係</u></p>	<p>( 新 設 )</p>

改 正 案	現 行
<p><u>るものである場合については、この限りでない。</u></p>	
<p><u>( 審 査 )</u>  <b>第 16 条</b> <u>本協会は、前条の規定により事故顛末報告書の提出があったときは、その内容について審査する。</u>  <b>2</b> <u>本協会は、前項の審査のために必要があると認めるときは、前条の事故顛末報告書を提出した正会員に対し、その報告の内容について説明を求め又は証拠書類等の提出を求めることができる。</u>  <b>3</b> <u>正会員は、前項に規定する説明又は証拠書類等の提出の請求に応じなければならない。</u>  <b>4</b> <u>本協会は、前条に規定する事故顛末報告書によるほか、本協会が適当と認める資料に基づき、第 1 項に規定する審査を行うことができる。</u></p>	<p>( 新 設 )</p>
<p><u>( 外 務 員 の 職 務 禁 止 措 置 )</u>  <b>第 17 条</b> <u>本協会は、前条の規定により審査した結果、個人金融商品仲介業者(個人金融商品仲介業者であった者を含む。以下同じ。)が金融商品仲介業に関し法令若しくは法令に基づいてする行政官庁の処分に違反したときその他金融商品仲介業に関して著しく不適当な行為をしたと認められるとき又は金融商品仲介業者の外務員(金融商品仲介業者の外務員であった者を含む。以下同じ。)が外務員の職務若しくはこれに付随する業務に関し法令に違反し</u></p>	<p>( 新 設 )</p>

改 正 案	現 行
<p><u>たときその他外務員の職務に関して著しく不適当な行為をしたと認められるときは、決定により、当該行為時に当該個人金融商品仲介業者又は外務員が所属していた金融商品仲介業者と業務委託契約を締結していた正会員に対し当該個人金融商品仲介業者又は金融商品仲介業者の外務員につき5年以内の期間を定めて外務員の職務禁止措置を講ずる。ただし、本協会が金商法第66条の25において準用する同法第64条の5第1項の規定による金融商品仲介業者の外務員の処分を行う場合については、この限りでない。</u></p>	
<p><u>(処分者等の外務員の職務の禁止)</u>  <b>第18条</b> <u>正会員は、金商法第64条の5第1項(同法第66条の25において準用する場合を含む。)の規定により外務員の登録を取り消された者に、その決定を受けた日から5年間は、外務員の職務を行わせてはならない。</u>  <b>2</b> <u>正会員は、外務員の職務停止処分者若しくは外務員規則第8条に規定する外務員の職務の停止の処分を受けた者又は前条若しくは外務員規則第12条第1項の規定による外務員の職務禁止措置者に、当該処分又は措置期間中は、外務員の職務を行わせてはならない。</u></p>	( 新 設 )
<p><u>(外務員の職務禁止措置者の名簿)</u>  <b>第19条</b> <u>本協会は、外務員の職務禁止措置者の氏名、生年</u></p>	( 新 設 )

改 正 案	現 行
<p><u>月日、当該外務員の職務禁止措置者に係る外務員の職務禁止措置を講ずる原因となった行為の内容、当該外務員の職務禁止措置の内容及び当該外務員の職務禁止措置の決定日その他必要と認める事項を外務員の職務禁止措置者名簿（外務員規則第13条第2項に規定する名簿をいう。以下同じ。）に記載する。</u></p>	
<p><u>（外務員の職務禁止措置の解除の申請）</u></p> <p><u>第20条 正会員は、外務員の職務禁止措置者について、改悛の情があることが明らかである場合又は当該外務員の職務禁止措置者に係る外務員の職務禁止措置を講ずる原因となった行為の内容に関する新たな事実が判明した場合その他特段の事情がある場合で、当該外務員の職務禁止措置を解除することが適当と認めたときは、次に掲げる事項を記載した書面を提出することにより、当該外務員の職務禁止措置の解除を申請することができる。</u></p> <p><u>1 外務員の職務禁止措置の解除の申請を行おうとする</u> <u>正会員の商号又は名称</u></p> <p><u>2 解除の申請に係る外務員の職務禁止措置者について</u> <u>の次に掲げる事項</u></p> <p><u>イ 氏名及び生年月日</u></p> <p><u>ロ 外務員の職務禁止措置の決定の内容及び年月日</u></p> <p><u>ハ 解除の申請の理由</u></p>	<p>( 新 設 )</p>

改正案	現 行
<p>ニ <u>解除の申請の年月日</u></p>	
<p><u>(外務員の職務禁止措置の解除の審査及び通知)</u></p> <p><u>第 21 条 本協会は、前条の申請があった場合は、これを審査し、その申請を適当と認めるときは、決定により、その申請に係る者について外務員の職務禁止措置を解除することができる。</u></p> <p><u>2 本協会は、前項の審査の結果について、当該審査に係る申請を行った正会員に通知する。</u></p> <p><u>3 本協会は、第 1 項の規定により外務員の職務禁止措置を解除したときは、外務員の職務禁止措置者名簿につき、その者に関する記載を抹消する。</u></p>	<p>( 新 設 )</p>
<p><u>(報告)</u></p> <p><u>第 22 条 正会員は、次の各号に掲げる場合に該当することとなったときは、遅滞なく、所定の様式によりその内容を本協会に報告しなければならない。</u></p> <p><u>1 金融商品仲介業の委託契約を締結した者が金融商品仲介業の登録を受けた場合</u></p> <p><u>2 金融商品仲介業者に金融商品仲介業の委託を行った場合</u></p> <p><u>3 金融商品仲介業者に前号の委託を行わなくなった場合</u></p> <p><u>4 金融商品仲介業者の商号、名称又は氏名が変更された</u></p>	<p>( 新 設 )</p>

改 正 案	現 行
<p><u>場合</u></p> <p><u>5 金融商品仲介業者が登録を受ける財務局（財務支局）が変更された場合</u></p> <p><u>6 金融商品仲介業に関連し、金融商品仲介業者又はその役員若しくは従業員に法令又は諸規則に反する行為があったことを知った場合（第 14 条及び第 15 条の規定に基づく報告を行った場合を除く。次号において同じ。）</u></p> <p><u>7 前号の行為の詳細が判明した場合</u></p> <p><u>8 金融商品仲介業者に対し金商法の規定に基づく検査が開始されたこと、及び当該検査が終了したことを知った場合</u></p> <p><u>9 金融商品仲介業者が金商法第 66 条の 20 の規定による登録の取り消し、業務の停止又は役員解任命令を受けたことを知った場合</u></p> <p><u>10 金融商品仲介業に関連し、金融商品仲介業者又はその役員若しくは従業員が金商法その他の法令の規定により罰金以上の刑を受けたことを知った場合</u></p> <p><u>11 金融商品仲介業に関連し、金融商品仲介業者が訴訟又は調停の当事者となったことを知った場合及び訴訟又は調停が終結したことを知った場合</u></p> <p><u>12 その他本協会が必要と認める場合</u></p>	
<u>（複数の正会員が委託を行う場合の取扱い）</u>	（ 新 設 ）

改 正 案	現 行
<p><u>第 23 条 一の金融商品仲介業者に複数の正会員が金融商品仲介業の委託を行うこととなった場合には、当該複数の正会員が協議し、当該複数の正会員を代表する一の正会員（本条において「代表正会員」という。）を定め、代表正会員は、当該金融商品仲介業者の同意書を添付のうえ、直ちに所定の様式により本協会に届け出るものとする。代表正会員を変更した場合も同様とする。</u></p> <p><u>2 金融商品仲介業者に係る本協会への次の各号に掲げる手続きについては、代表正会員が行うものとする。</u></p> <p><u>1 第 10 条第 1 項に定める外務員の登録申請書等の提出（第 10 条第 3 項に規定する方法により登録申請等を行う場合を除く。）</u></p> <p><u>2 前条第 1 号、第 4 号及び第 5 号の報告</u></p> <p><u>3 その他本協会が必要と認める場合</u></p> <p><u>3 本協会は、前項の場合において、金融商品仲介業者に対して通知をする必要があるときは、代表正会員を通じて行うものとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p>この改正は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。</p>	

# 正会員の従業員に関する規則

## 第 1 章 総 則

### (目 的)

第 1 条 この規則は、金融商品取引業の公共性及びその社会的使命の重要性にかんがみ、正会員の従業員について、その服務基準等を定めるとともに、従業員に対する正会員の監督責任を明らかにし、もって投資者の保護に資することを目的とする。

### (定 義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

1 電子記録移転権利等

定款第 3 条第 3 号に規定する電子記録移転権利等をいう。

2 電子記録移転権利等の売買その他の取引等

定款第 3 条第 4 号に規定する電子記録移転権利等の売買その他の取引等をいう。

3 従業員 次に掲げる者をいう。

イ 正会員の使用人（出向により受け入れた者を含む。以下この号において同じ。）で国内に所在する本店その他の営業所又は事務所（金融商品取引業者である正会員にあっては、金融商品取引法（以下「金商法」という。）第 29 条の 2 第 1 項第 10 号に規定する本店その他の営業所又は事務所をいい、登録金融機関である正会員にあっては、金商法第 33 条の 3 第 1 項第 7 号に規定する本店その他の営業所又は事務所をいう。）に勤務する者（電子記録移転権利等の売買その他の取引等に関する業務に従事する者に限る。）

ロ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律に基づく派遣労働者にあっては、「外務員の資格、登録等に関する規則」（以下「外務員規則」という。）第 2 条第 1 項の規定により外務員の登録を受けている者

4 金融商品仲介業者

定款第 3 条第 11 号に規定する金融商品仲介業者をいう。

5 個人金融商品仲介業者

「金融商品仲介業者に関する規則」（以下「金融商品仲介業規則」という。）第 3 条の 2 に規定する個人金融商品仲介業者をいう。

## 第 2 章 採用

### (従業員を採用)

第 3 条 正会員は、人を従業員とする（以下「採用」という。）に際しては、採用しようとする者が第 1 条の目的に照らし、善良かつ、有能な従業員となることができる者であるかどうかをその者の経歴等により審査しなければならない。

### (法令等違反行為を行った従業員への対応等)

第 4 条 正会員は、前条に規定する審査において、採用しようとする者が、外務員規則第 8 条若しくは第 12 条、金融商品仲介業規則第 17 条又は金商法第 66 条の 25 において準用する第 64 条の 5 第 1 項に規定する処分又は外務員の職務禁止措置の決定を受けた者であることが判明した場合には、法令等違反行為の抑止及び投資者保護に係る研修等を自ら行うものとする。

(採用の禁止)

第5条 正会員は、他の正会員の使用人を採用してはならない。ただし、他の正会員の使用人を出向により採用する場合又は当該正会員が他の正会員の金商法第36条第4項に規定する親金融機関等若しくは同条第5項に規定する子金融機関等（以下「親子金融機関等」という。）である場合若しくは他の正会員が当該正会員の親子金融機関等である場合における当該他の正会員の使用人を採用するときは、この限りでない。

### 第3章 服務基準

(服務の根本基準)

第6条 正会員は、その従業員に金融商品取引業の公共性及び社会的使命の重要性を認識させ、かつ、投資者保護の精神に則り各自の本分に精励させなければならない。

(禁止行為)

第7条 正会員は、その従業員が金商法及び関係法令において金融商品取引業者の使用人の禁止行為として規定されている行為（登録金融機関の使用人に準用されているものを含む。）のほか、次の各号に掲げる行為を行うことのないようにしなければならない。

1 電子記録移転権利等の売買その他の取引等について顧客に損失が生ずることとなり、又はあらかじめ定めた額の利益が生じないこととなった場合には自己又は第三者がその全部又は一部を補填し、又は補足するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させること。

2 電子記録移転権利等の売買その他の取引等につき、自己又は第三者が当該電子記録移転権利等について生じた顧客の損失の全部若しくは一部を補填し、又はこれらについて生じた顧客の利益に追加するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させること。

3 電子記録移転権利等の売買その他の取引等につき、当該電子記録移転権利等について生じた顧客の損失の全部若しくは一部を補填し、又はこれらについて生じた顧客の利益に追加するため、当該顧客又は第三者に対し、財産上の利益を提供し、又は第三者に提供させること。

4 いかなる名義を用いているかを問わず、自己の計算において金商法第156条の24条第1項に規定する信用取引、金商法第28条第8項第6号に規定する有価証券関連デリバティブ取引、金商法第2条第22項に規定する特定店頭デリバティブ取引（金融商品取引法施行令第1条の8の6第11項第2号に該当するものを除く。）又は金商法第2条第8項第1号に規定する商品関連市場デリバティブ取引（当該信用取引、有価証券関連デリバティブ取引、特定店頭デリバティブ取引又は商品関連市場デリバティブ取引の清算のために行われる反対売買並びに現引き及び現渡しを除く。）を行うこと。ただし、報酬の一部として所属正会員から給付されることが決定された株式又はストック・オプション（所属正会員が連結子会社である場合の親会社の株式又はストック・オプションを含む。）について、次に定める期間において、その保有に係る価格の変動により発生し得る危険を減少させるために行う金商法第2条第21項第3号に掲げる取引、同条第22項第3号に掲げる取引及び同条第23項に掲げる取引のうち同条第21項第3号と類似の取引で、専ら投機的利益の追求を目的としないものとして所属正会員の承諾を受けた場合は、この限りでない。

イ 株式 給付されることが決定された日から実際に給付される日まで

ロ ストック・オプション 給付されることが決定された日から権利行使が可能となる日まで

5 顧客管理記録等により知り得た投資資金の額その他の事項に照らし、過大な数量の電子記録

移転権利等の売買その他の取引等の勧誘を行うこと。

- 6 電子記録移転権利等の売買その他の取引等について、顧客と損益を共にすることを、約束して勧誘し又は実行すること。
- 7 顧客から電子記録移転権利等の売買その他の取引等の注文を受けた場合において、自己がその相手方となって電子記録移転権利等の売買その他の取引等を成立させること。
- 8 顧客の電子記録移転権利等の売買その他の取引等又はこれらに関する名義書換えについて自己若しくはその親族その他自己と特別の関係のある者の名義又は住所を使用させること。
- 9 顧客から電子記録移転権利等の売買その他の取引等の注文を受ける場合において、仮名取引であることを知りながら当該注文を受けること。
- 10 正会員の従業員の電子記録移転権利等の売買その他の取引等について顧客の名義又は住所を使用すること。
- 11 顧客から電子記録移転権利等の売買その他の取引等に係る名義書換え等の手続き（電子記録移転権利等に係るプラットフォーム上の名義書換え等の手続きを含む。）の依頼を受けた場合において、所属正会員を通じないでその手続きを行うこと。
- 12 顧客から所属正会員に交付するために預託された金銭及び電子記録移転権利等又は所属正会員から顧客に交付するために預託された金銭及び電子記録移転権利等（登録金融機関である正会員にあっては金商法第33条第2項第1号に規定する業務のうち電子記録移転権利等に係る業務（以下「登録金融機関業務」という。）に係る金銭及び電子記録移転権利等に限る。）を遅滞なく、相手方に引き渡さないこと。
- 13 所属正会員から顧客に交付するために預託された業務に関する書類（登録金融機関である正会員にあっては登録金融機関業務に係るものに限る。）を遅滞なく、当該顧客に交付しないこと。
- 14 電子記録移転権利等の売買その他の取引等に関して顧客と金銭、有価証券（電子記録移転権利等を含む。）の貸借（顧客の債務の立替えを含む。）を行うこと。
- 15 職務上知り得た秘密（登録金融機関である正会員にあっては登録金融機関業務に係るものに限る。）を漏洩すること。
- 16 広告審査担当者（「広告等の表示及び景品類の提供に関する規則」第5条に規定する「広告審査担当者」をいう。）の審査を受けずに、従業員限りで広告等の表示又は景品類の提供を行うこと。
- 17 顧客に対して、融資、保証等に関する特別の便宜の提供を約し、登録金融機関業務に係る取引又は当該取引を勧誘すること。
- 18 電子記録移転権利等の売買その他の取引等において、顧客が定款の施行に関する規則第13条に規定する反社会的勢力であることを知りながら、契約の締結をすること。ただし、金融商品取引及び金融商品市場から反社会的勢力を排除するときを除く。

#### （不適切行為）

**第8条** 正会員は、その従業員が次の各号に掲げる行為（以下「不適切行為」という。）を行うことのないように指導及び監督しなければならない。

- 1 電子記録移転権利等の売買その他の取引等において、銘柄、価格、数量等顧客の注文（登録金融機関である正会員にあっては登録金融機関業務に係る顧客の注文に限る。第4号において同じ。）内容について確認を行わないまま注文を執行すること。
- 2 電子記録移転権利等の性質又は取引の条件について、顧客を誤認させるような勧誘をすること。
- 3 電子記録移転権利等の売買その他の取引等において、電子記録移転権利等の価格の騰貴若しくは下落について、顧客を誤認させるような勧誘をすること。
- 4 電子記録移転権利等の売買その他の取引等に係る顧客の注文の執行において、過失により事

務処理を誤ること。

## 第4章 法令等の違反者に対する処分等

### (事故連絡)

- 第9条 正会員は、その従業員又は従業員であった者（以下「従業員等」という。）に第7条各号に規定する行為、外務員規則第2条第2項の規定に反する行為又は電子記録移転権利等の売買その他の取引等に関し、従業員として遵守すべき法令等に違反する行為若しくは前条に規定する不適切行為（以下、総称して「事故」という。）のあったことが判明した場合は、直ちにその事情を調査するとともに、前条に規定する不適切行為が過失による場合を除き、その内容を記載した所定の様式による事故連絡書を本協会に提出しなければならない。ただし、事故が適用除外電子記録移転権利（定款第3条第2号に規定する適用除外電子記録移転権利をいう。以下同じ。）に係るものである場合については、この限りでない。
- 2 本協会は、前項の事故連絡書の事故の内容について、必要があると認めるときは、当該正会員に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。
- 3 正会員は、前項に規定する報告又は資料の提出の請求に応じなければならない。

### (事故顛末報告)

- 第10条 正会員は、前条に規定する事故（第8条に規定する不適切行為が過失による場合を除く。）の詳細が判明したときは、当該従業員等について当該事故の内容等に応じた適正な処分を行い、遅滞なく、その顛末を記載した所定の様式による事故顛末報告書を本協会に提出しなければならない。ただし、事故が適用除外電子記録移転権利に係るものである場合については、この限りでない。
- 2 正会員は、事故により従業員を処分した場合は、その処分状況を記録し、本協会が、必要があると認めるときは、当該処分状況を書面により本協会に提出しなければならない。

### (審査)

- 第11条 本協会は、前条の規定により事故顛末報告書の提出があったときは、その内容について審査する。
- 2 本協会は、前項の審査のために必要があると認めるときは、当該正会員に対し、その報告の内容について説明を求め又は証拠書類等の提出を求めることができる。
- 3 正会員は、前項に規定する説明又は証拠書類等の提出の請求に応じなければならない。
- 4 本協会は、前条に規定する事故顛末報告書によるほか、本協会が適当と認める資料に基づき、第1項に規定する審査を行うことができる。

## 第5章 雑則

### (正会員の役員に対する準用)

- 第12条 第4条及び第7条から第11条までの規定は、正会員の役員（外国法人については、いかなる名称を有する者であるかを問わず、その法人に対して役員と同等以上の支配力を有すると認められる者を含み、登録金融機関である正会員にあっては登録金融機関業務を担当する役員をいう。）について準用する。

## 附 則

この規則は、令和6年7月1日から施行する。

# 電子記録移転権利等に係る事故の確認申請等に関する規則

## 第 1 章 総 則

### (目的)

**第 1 条** この規則は、正会員が、正会員又はその従業員等の事故により電子記録移転権利等の売買その他の取引等に関し、顧客に生じた損失について補填行為を行う場合における確認申請手続及び事故報告手続その他これらの手続を行うに必要な事項を定め、もって本制度の適正な運営を図ることを目的とする。

### (定義)

**第 2 条** この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

1 事故

金融商品取引法（以下「金商法」という。）第39条第3項に規定する事故のうち定款第3条第4号に掲げる電子記録移転権利等の売買その他の取引等に係る事故をいう。

2 補填行為

金商法第39条第1項第2号及び第3号に掲げる行為をいう。

3 確認申請

金商法第39条第3項ただし書の確認を受けるために同条第7項の規定に基づき行う申請書及びその添付で書類の管轄財務局長等への提出をいう。

4 事故報告

金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「金商業等府令」という。）第119条第3項の規定に基づく報告をいう。

5 従業員等

「正会員の従業員に関する規則」第2条第3号及び第12条に規定する従業員及び役員をいい、当該従業員又は役員であった者を含む。

6 管轄財務局長等

事故の発生した本店その他の営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）をいう。

### (社内管理態勢の整備等)

**第 3 条** 正会員は、事故の適正な処理を図るため、事故の社内審査、確認申請手続及び事故報告手続に関する社内管理態勢の整備並びにその適切な運営に努めなければならない。

2 正会員は、前項の社内審査並びに各手続に関する法定帳簿その他の書類及び記録を整理及び保存し、適切に管理しなければならない

## 第 2 章 確認申請

### (確認申請)

**第 4 条** 正会員は、電子記録移転権利等の売買その他の取引等に関し、正会員又はその従業員等の事故による損失の全部又は一部につき補填行為を行う場合には、金商業等府令第119条第1項各号に掲げる場合に該当するときを除き、当該補填行為に係る損失が事故に起因するものであることにつき、あらかじめ、管轄財務局長等の確認を受けなければならない。

2 前項の確認を受けようとする正会員は、金商業等府令第120条に定めるところにより、金商業等

府令第121条各号に掲げる事項を記載した所定の様式による事故確認申請書（以下「確認申請書」という。）を管轄財務局長等に提出しなければならない。

- 3 前項の確認申請書には、当該確認申請書が金商法第39条第1項第2号の申込みに係るものである場合を除き、金商業等府令第122条第1項に掲げる書類を添付しなければならない。
- 4 第2項の提出は、本協会を経由して行わなければならない。

#### （本協会による審査）

- 第5条** 本協会は、正会員から前条第4項の規定により、確認申請書の提出があった場合には、当該確認申請書に記載された補填に係る損失が事故に起因するものであるかどうかを審査する。
- 2 本協会は、前項の審査のため必要と認めるときは、確認申請書を提出した正会員に対し、その内容につき説明を求め、又は証拠書類等の提出を求めることができる。
  - 3 正会員は、前項の求めがあったときは、正当な理由なく、これを拒んではならない。

#### （管轄財務局長等への確認申請書の提出）

- 第6条** 本協会は、前条第1項の審査の結果、当該確認申請書に記載された補填に係る損失が事故に起因するものであると認めるときは、当該確認申請書を管轄財務局長等に提出する。

#### （正会員に対する確認結果の通知）

- 第7条** 本協会は、正会員から提出された確認申請書に係る補填行為について管轄財務局長等の確認の結果の通知があった場合には、速やかに、その旨を当該正会員に通知する。

## 第3章 事故報告

#### （報告義務）

- 第8条** 正会員は、金商業等府令第119条第1項第10号又は第11号の規定に基づき管轄財務局長等の確認が不要とされる事故について、補填行為を行ったときは、当該補填行為を行った日の属する月の翌月末日までに、金商業等府令第121条各号に掲げる事項を記載した所定の様式による報告書により、管轄財務局長等に報告をしなければならない。
- 2 前項の報告は、前項の報告書を当該補填行為を行った日の属する月の翌月20日（当日が本協会の休業日である場合には、その前営業日）までに本協会に提出することにより、本協会を経由して行わなければならない。
  - 3 本協会は、前項の場合において必要と認めるときは、当該正会員に対し、その内容につき説明を求め、資料等の提出を求めることができる

## 第4章 雑則

#### （金融商品仲介業者に対する準用）

- 第9条** この規則は、金融商品仲介業者又はその役員若しくは従業員（「金融商品仲介業者に関する規則」第2条第4号及び第5号に定める役員及び従業員をいい、当該役員又は従業員であった者を含む。）の事故であって、その所属金融商品取引業者等（金商法第66条の2第1項第4号に規定する所属金融商品取引業者等をいう。）である正会員が行うこの規則に定める手続について準用する

## 附 則

この規則は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。

「外務員の資格、登録等に関する規則」の一部改正について

2024年4月1日  
(下線部分変更)

改 正 案	現 行
<p>(外務員の登録義務)</p> <p><b>第2条</b> 正会員は、その役員又は従業員（以下「従業員等」という。）に外務員の職務（<u>金商法第64条第1項各号に掲げる行為（電子記録移転権利に係る行為に限る。）をいう。</u>以下同じ。）を行わせる場合は、次に掲げる事項につき、本協会に備える外務員登録原簿（以下「登録原簿」という。）に登録を受けなければならない。</p> <p><b>1</b> 登録の申請を行う正会員（以下「登録申請正会員」という。）の商号又は名称</p> <p><b>2</b> 外務員についての次に掲げる事項 イ～ト （ 現 行 ど お り ）</p> <p><b>2</b> （ 現 行 ど お り ）</p>	<p>(外務員の登録義務)</p> <p><b>第2条</b> 正会員は、その役員又は従業員（以下「従業員等」という。）に外務員の職務（電子記録移転権利に係る行為に限る。以下同じ。）を行わせる場合は、次に掲げる事項につき、本協会に備える外務員登録原簿（以下「登録原簿」という。）に登録を受けなければならない。</p> <p><b>(1)</b> 登録の申請を行う正会員（以下「登録申請正会員」という。）の商号又は名称</p> <p><b>(2)</b> 外務員についての次に掲げる事項 イ～ト （ 省 略 ）</p> <p><b>2</b> （ 省 略 ）</p>
<p>(外務員資格)</p> <p><b>第3条</b> （ 現 行 ど お り ）</p> <p><b>2</b> <u>正会員は、第9条の規定により外務員の登録が抹消された従業員等につき外務員の登録を受けようとする場合には、再度外務員資格研修を修了した後でなければ、外務員の登録を受けることができない。</u></p>	<p>(外務員資格)</p> <p><b>第3条</b> （ 省 略 ） （ 新 設 ）</p>

改 正 案	現 行
<p><b>3</b> <u>正会員は、その従業員等につき外務員の登録を受けようとする場合には、外務員資格研修の修了日から 180 日以内に次条に規定する外務員の登録申請を行わなければならない。</u></p> <p><b>4</b> <u>正会員は、前項に規定する期間に当該従業員等の外務員の登録申請を行わなかった場合は、当該従業員等が再度外務員資格研修を修了した後でなければ、外務員の登録を受けることができない。</u></p>	<p>( 新 設 )</p> <p>( 新 設 )</p>
<p>(外務員の登録申請)</p> <p><b>第 4 条</b> 正会員は、第 2 条第 1 項の規定により外務員の登録を受けようとする場合は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を本協会に提出しなければならない。</p> <p><u>1</u> 登録申請正会員の商号又は名称及びその代表者の氏名</p> <p><u>2</u> 登録の申請に係る外務員についての次に掲げる事項イ～ト ( 現行どおり )</p> <p><b>2</b> 登録の申請を行う際には、登録を受けようとする外務員に係る次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p><u>1</u> 履歴書</p> <p><u>2</u> 住民票の抄本又はこれに代わる書面</p> <p><u>3</u> 当該外務員の旧氏及び名の登録を受けようとする場合において、前号に掲げる書類が当該外務員の旧氏及び</p>	<p>(外務員の登録申請)</p> <p><b>第 4 条</b> 正会員は、第 2 条第 1 項の規定により外務員の登録を受けようとする場合は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を本協会に提出しなければならない。</p> <p><u>(1)</u> 登録申請正会員の商号又は名称及びその代表者の氏名</p> <p><u>(2)</u> 登録の申請に係る外務員についての次に掲げる事項イ～ト ( 省 略 )</p> <p><b>2</b> 登録の申請を行う際には、登録を受けようとする外務員に係る次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p><u>(1)</u> 履歴書</p> <p><u>(2)</u> 住民票の抄本又はこれに代わる書面</p> <p><u>(3)</u> 当該外務員の旧氏及び名の登録を受けようとする場合において、前号に掲げる書類が当該外務員の旧氏及び</p>

改正案	現行
<p>名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面</p> <p><u>4</u> 登録の申請に係る外務員が金商法第 64 条の 2 第 1 項各号のいずれにも該当しない者であることを登録の申請を行った<u>正</u>会員及び当該外務員が誓約する書面</p> <p><b>3</b> ( 現行どおり )</p>	<p>名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面</p> <p><u>(4)</u> 登録の申請に係る外務員が金商法第 64 条の 2 第 1 項各号のいずれにも該当しない者であることを登録の申請を行った<u>協</u>会員及び当該外務員が誓約する書面</p> <p><b>3</b> ( 省 略 )</p>
<p>(登録の拒否)</p> <p><b>第 6 条</b> 本協会は、登録の申請に係る外務員が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくは添付書類のうち虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否する。</p> <p><u>1</u> 金商法第 29 条の 4 第 1 項第 2 号イからリまでに掲げる者</p> <p><u>2</u> 金商法第 64 条の 5 第 1 項 (同法第 66 条の 25 及び金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律 (以下「金サ法」という。) 第 77 条において準用する場合を含む。) の規定又はこの規則第 8 条の規定により外務員 (金商法第 66 条の 25 において準用する同法第 64 条第 1 項に規定する外務員及び金サ法第 75 条第 1 項に規定する外務員を含む。次号において同じ。) の登録を取り消され、その取消の日から 5 年を経過しない者</p> <p><u>3</u> 登録申請正会員以外の金融商品取引業者、登録金融機</p>	<p>(登録の拒否)</p> <p><b>第 6 条</b> 本協会は、登録の申請に係る外務員が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくは添付書類のうち虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否する。</p> <p><u>(1)</u> 金商法第 29 条の 4 第 1 項第 2 号イからリまでに掲げる者</p> <p><u>(2)</u> 金商法第 64 条の 5 第 1 項 (同法第 66 条の 25 及び金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律 (以下「金サ法」という。) 第 77 条において準用する場合を含む。) の規定又はこの規則第 8 条の規定により外務員 (金商法第 66 条の 25 において準用する同法第 64 条第 1 項に規定する外務員及び金サ法第 75 条第 1 項に規定する外務員を含む。次号において同じ。) の登録を取り消され、その取消の日から 5 年を経過しない者</p> <p><u>(3)</u> 登録申請正会員以外の金融商品取引業者、登録金融機</p>

改 正 案	現 行
<p>関若しくは金融商品仲介業者又は金融サービス仲介業者に所属する外務員として登録されている者</p> <p><u>4</u> 金商法第66条の登録を受けている者又は金サ法第12条の登録（有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。）を受けている者</p> <p>2 ( 現行どおり )</p> <p>3 ( 現行どおり )</p>	<p>関若しくは金融商品仲介業者又は金融サービス仲介業者に所属する外務員として登録されている者</p> <p><u>(4)</u> 金商法第66条の登録を受けている者又は金サ法第12条の登録（有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。）を受けている者</p> <p>2 ( 省 略 )</p> <p>3 ( 省 略 )</p>
<p>(登録事項の変更等届出)</p> <p><b>第7条</b> 正会員は、第5条第1項の規定により登録を受けている外務員について、次の各号のいずれかに該当する事実が生じたときは、遅滞なく、その旨を本協会に届け出なければならない。</p> <p><u>1</u> 第4条第1項第2号イ及びロに掲げる事項に変更があったとき。</p> <p><u>2</u> 金商法第64条の4第2号又は第3号の規定に該当することとなったとき。</p> <p><u>3</u> 退職その他の理由により外務員の職務を行わないこととなったとき。</p> <p><u>2</u> 前項第3号の規定により届出を行おうとする正会員は、当該届出に係る外務員に金融商品取引業等に関する内閣府令第199条第7号に規定する事故等（電子記録移転権利の売買その他の取引等（<u>電子記録移転権利についての金</u></p>	<p>(登録事項の変更等届出)</p> <p><b>第7条</b> 正会員は、第5条第1項の規定により登録を受けている外務員について、次の各号のいずれかに該当する事実が生じたときは、遅滞なく、その旨を本協会に届け出なければならない。</p> <p><u>(1)</u> 第4条第1項第2号イ及びロに掲げる事項に変更があったとき。</p> <p><u>(2)</u> 金商法第64条の4第2号又は第3号の規定に該当することとなったとき。</p> <p><u>(3)</u> 退職その他の理由により外務員の職務を行わないこととなったとき。</p> <p><u>2</u> 前項第3号の規定により届出を行おうとする正会員は、当該届出に係る外務員に金融商品取引業等に関する内閣府令第199条第7号に規定する事故等（電子記録移転権利の売買その他の取引等に係る事故等に限る。）があった</p>

改正案	現 行
<p>商法第2条第8項第1号から第10号まで及び第16号に規定する行為をいう。以下同じ。)に係る事故等に限る。)があったことを知った場合には、当該届出の前に「<u>正会員の従業員に関する規則</u> (以下「<u>従業員規則</u>」という。)」第9条及び第10条に規定する<u>事故連絡書及び事故顛末報告書</u>を提出しなければならない。</p>	<p>ことを知った場合には、当該届出の前に第12条に規定する事故報告書を提出しなければならない。</p>
<p>(外務員についての処分)  <b>第8条</b> 本協会は、登録を受けている外務員が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、金商法第64条の5第1項の規定に基づき、その登録を取り消し、又は2年以内の期間を定めて外務員の職務の停止の処分を行うことができる。</p> <p><u>1</u> 金商法第29条の4第1項第2号イからリまでのいずれかに該当することとなったとき、又は登録の当時第6条第1項各号のいずれかに該当していたことが判明したとき。</p> <p><u>2</u> 正会員の行う金融商品取引業(電子記録移転権利の売買その他の取引等に係る業務に限る。)のうち外務員の職務又はこれに付随する業務に関し法令に違反したとき、その他外務員の職務に関して著しく不適当な行為をしたと認められるとき。</p> <p><u>3</u> 過去5年間に第9条第1項第3号の規定により登録</p>	<p>(外務員についての処分)  <b>第8条</b> 本協会は、登録を受けている外務員が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、金商法第64条の5第1項の規定に基づき、その登録を取り消し、又は2年以内の期間を定めて外務員の職務の停止の処分を行うことができる。</p> <p><u>(1)</u> 金商法第29条の4第1項第2号イからリまでのいずれかに該当することとなったとき、又は登録の当時第6条第1項各号のいずれかに該当していたことが判明したとき。</p> <p><u>(2)</u> 正会員の行う金融商品取引業(電子記録移転権利の売買その他の取引等に係る業務に限る。)のうち外務員の職務又はこれに付随する業務に関し法令に違反したとき、その他外務員の職務に関して著しく不適当な行為をしたと認められるとき。</p> <p><u>(3)</u> 過去5年間に第9条第1項第3号の規定により登録</p>

改正案	現 行
<p>を抹消された場合において、当該登録を受けていた間の行為（当該過去5年間の行為に限る。）が前号に該当していたことが判明したとき。</p>	<p>を抹消された場合において、当該登録を受けていた間の行為（当該過去5年間の行為に限る。）が前号に該当していたことが判明したとき。</p>
<p><b>（登録の抹消）</b>  <b>第9条</b> 本協会は、次に掲げる場合においては、登録原簿につき、外務員に関する登録を抹消する。  <u>1</u> 前条の規定により外務員の登録を取り消したとき。  <u>2</u> 外務員の所属する正会員が定款第21条第1項に掲げる場合に該当したとき。  <u>3</u> 退職その他の理由により外務員の職務を行わないこととなった事実が確認されたとき。  <b>2</b> ( 現行どおり )</p>	<p><b>（登録の抹消）</b>  <b>第9条</b> 本協会は、次に掲げる場合においては、登録原簿につき、外務員に関する登録を抹消する。  <u>(1)</u> 前条の規定により外務員の登録を取り消したとき。  <u>(2)</u> 外務員の所属する正会員が定款第21条第1項に掲げる場合に該当したとき。  <u>(3)</u> 退職その他の理由により外務員の職務を行わないこととなった事実が確認されたとき。  <b>2</b> ( 省 略 )</p>
<p><b>（登録事務に関する届出）</b>  <b>第10条</b> 本協会は、第5条第1項の規定による登録、第7条の規定による届出に係る登録の変更、第8条の規定による処分（登録の取消しを除く。）又は前条の規定による登録の抹消をした場合には、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届出書を当該外務員の所属する正会員の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、国内に営業所又は事務所を有しない場合にあつては、関東財務局長）に対して提出する。</p>	<p><b>（登録事務に関する届出）</b>  <b>第10条</b> 本協会は、第5条第1項の規定による登録、第7条の規定による届出に係る登録の変更、第8条の規定による処分（登録の取消しを除く。）又は前条の規定による登録の抹消をした場合には、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届出書を当該外務員の所属する正会員の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、国内に営業所又は事務所を有しない場合にあつては、関東財務局長）に対して提出する。</p>

改 正 案	現 行
<p>1 当該外務員の所属する正会員の商号又は名称</p> <p>2 当該外務員の氏名及び生年月日</p> <p>3 処理した登録事務の内容及び処理した年月日</p> <p>4 前号に掲げる登録事務の内容が職務の停止の処分又は登録の抹消である場合には、その理由</p>	<p>(1) 当該外務員の所属する正会員の商号又は名称</p> <p>(2) 当該外務員の氏名及び生年月日</p> <p>(3) 処理した登録事務の内容及び処理した年月日</p> <p>(4) 前号に掲げる登録事務の内容が職務の停止の処分又は登録の抹消である場合には、その理由</p>
<p><u>(外務員の職務禁止措置)</u></p> <p><u>第 12 条 本協会は、従業員規則第 11 条の規定により審査した結果、外務員（外務員であった者を含む。以下この条において同じ。）が、外務員の職務又はこれに付随する業務に関し法令に違反したときその他外務員の職務に関して著しく不適當な行為をしたと認められるときは、決定により、当該行為時に所属していた正会員に対し当該外務員につき 5 年以内の期間を定めて外務員の職務を禁止する措置（以下「外務員の職務禁止措置」という。）を講ずる。ただし、本協会がこの規則第 8 条の規定による処分を行う場合については、この限りでない。</u></p> <p><u>2 本協会は、前項又は「金融商品仲介業者に関する規則」第 17 条第 1 項の規定により外務員の職務禁止措置に係る決定を受けた者（以下「外務員の職務禁止措置者」という。）に係る登録申請正会員（この規則第 4 条に規定する登録の申請を行う正会員をいう。以下同じ。）が「正会員の外務員等の処分に係る手続に関する規則」第 22 条第 1 項に規</u></p>	<p><u>(事故報告)</u></p> <p><u>第 12 条 正会員は、金融商品取引業（電子記録移転権利の売買その他の取引等に係る業務に限る。）又はこれに付随する業務に関し、従業員等（従業員等であった者を含む。）に従業員として遵守すべき法令等に違反する行為又はその他従業員として著しく不適當な行為があったことが判明したときは、直ちに、別紙様式による事故報告書を本協会に提出するものとする。</u></p> <p><u>2 正会員は、前項の報告書により報告した内容について、新たに報告すべき事項が生じたときは、改めてその事情を記載した同項の報告書を本協会に提出するものとする。</u></p>

改 正 案	現 行
<p>定する通知を受けていない場合には、当該登録申請正会員に対し、教示するものとする。ただし、第15条第1項又は「<u>金融商品仲介業者に関する規則</u>」第21条第1項の規定により外務員の職務禁止措置を解除された者及び外務員の職務禁止措置期間が経過した者は、この限りでない。</p> <p><u>3 前2項は、外務員でない正会員の役員又は従業員について準用する。この場合において、第1項中「外務員（外務員であった者を含む。以下この条において同じ。）」とあるのは「正会員の役員又は従業員（正会員の役員又は従業員であった者を含む。以下この条において同じ。）」と、「外務員の職務又はこれに付随する業務に関し法令に違反したときその他外務員の職務に関して著しく不適当な行為」とあるのは「第2条第2項の規定に反して外務員の職務を行う行為、従業員規則第7条各号に規定する行為、同規則第8条に規定する不適切行為又は金融商品取引業者の役員若しくは従業員として遵守すべき法令等に違反する行為その他著しく不適当な行為」と、「当該外務員につき」とあるのは「当該役員又は従業員につき」と読み替えるものとする。</u></p>	<p><u>3 正会員は、前二項の規定により提出した報告書の内容について、本協会から説明又は証拠書類等の提出を求められたときは、遅滞なく、これに応ずるものとする。</u></p>
<p><u>（外務員の職務禁止措置者名簿）</u></p> <p><u>第13条 正会員は、外務員の職務禁止措置者に、当該外務員の職務禁止措置期間中は、外務員の職務を行わせてはな</u></p>	<p><u>（細則への委任）</u></p> <p><u>第13条 外務員の登録手続等について、必要な事項は、細則で定める。</u></p>

改 正 案	現 行
<p><u>らない。</u></p> <p><u>2 本協会は、前項に規定する外務員の職務禁止措置者について名簿（以下「外務員の職務禁止措置者名簿」という。）を備え、当該外務員の職務禁止措置者名簿に外務員の職務禁止措置者の氏名、生年月日、当該外務員の職務禁止措置者に係る外務員の職務禁止措置を講ずる原因となった行為の内容、当該外務員の職務禁止措置の内容及び当該外務員の職務禁止措置の決定日その他必要と認める事項を記載する。</u></p>	
<p><u>（外務員の職務禁止措置の解除の申請）</u></p> <p><u>第 14 条 正会員は、外務員の職務禁止措置者について、改悛の情があることが明らかである場合又は当該外務員の職務禁止措置者に係る外務員の職務禁止措置を講ずる原因となった行為の内容に関する新たな事実が判明した場合その他特段の事情がある場合で、当該外務員の職務禁止措置を解除することが適当と認めるときは、細則に定める事項を記載した書面を提出することにより、当該外務員の職務禁止措置の解除を申請することができる。</u></p>	( 新 設 )
<p><u>（外務員の職務禁止措置の解除の審査及び通知）</u></p> <p><u>第 15 条 本協会は、前条の申請があった場合は、これを審査し、その申請を適当と認めるときは、決定により、その申請に係る者について外務員の職務禁止措置を解除する</u></p>	( 新 設 )

改 正 案	現 行
<p><u>ことができる。</u></p> <p><u>2 本協会は、前項の審査の結果について、当該審査に係る申請を行った正会員に通知する。</u></p> <p><u>3 本協会は、第1項の規定により外務員の職務禁止措置を解除したときは、外務員の職務禁止措置者名簿につき、その者に関する記載を抹消する。</u></p>	
<p><u>(細則への委任)</u></p> <p><u>第16条 外務員の登録手続等について、必要な事項は、細則で定める。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p>1 この改正は、令和6年7月1日から施行する。</p> <p>2 正会員は、この改正規則の施行日から起算して180日を経過するまでの間は、第3条第3項及び第4項の規定にかかわらず、外務員の登録を受けることができる。</p>	( 新 設 )

## 「外務員の資格、登録等に関する規則」に関する細則

### （目的）

第1条 この細則は、「外務員の資格、登録等に関する規則」（以下「規則」という。）の施行に関し、必要な事項を定める。

### （登録申請等の手続）

第2条 登録申請等（登録の申請及び規則第7条第1項に規定する届出をいう。以下同じ。）の申請者は、会員代表者（定款第8条第1項に規定する会員代表者をいう。以下同じ。）とする。

2 正会員の会員代表者は、本部組織における部署（以下「本部部署」という。）の長に登録申請等を行わせる旨の委任状をあらかじめ本協会に提出したときは、登録申請等を当該本部部署の長に行わせることができる。

3 正会員は、規則第4条第3項の規定により登録の申請を書面の提出による方法で行う場合には、あらかじめ所定の様式で申し出るものとする。ただし、電子情報処理組織の休止若しくは支障が発生したときにあってはこの限りではない。

4 正会員は、規則第4条第3項の規定により登録の申請を電子情報処理組織を使用する方法で行った場合において、本協会から、同条第2項第4号に規定する書面の原本を提出するよう求められたときは、遅滞なく、当該原本を提出しなければならない。

5 正会員は、規則第4条第3項の規定により登録の申請を電子情報処理組織を使用して行った場合には、同条第2項第4号に規定する書面の原本又は電磁的記録を、登録の申請後5年間、保存するものとする。

6 この細則に定めるもののほか登録申請等に必要な事項は、別に定める。

### （電子情報処理組織による登録申請等）

第3条 正会員は、電子情報処理組織を使用して登録申請等を行う場合には、本協会が別に定めるところにより、次に掲げる事項を当該正会員の使用に係る電子計算機から入力して行わなければならない。

1 登録申請等において書面等に記載すべきこととされている事項（次号に掲げる事項を除く。）

2 登録の申請を行う場合にあっては、規則第4条第2項に規定する書面及び書類（以下、総称して「添付書類」という。）に記載されている事項又は記載すべき事項

2 前項に基づき、添付書類に記載されている事項をスキャナーを用いて入力するときは、正会員は、スキャナーを用いて添付書類に記載されている事項をファイルに記録し、当該記録に当該ファイルに記録した日時及び記録された事項が添付書類に記載されている事項と相違ない旨を記録して行わなければならない。

3 第1項の規定により行われた登録申請等は、本協会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に本協会に到達したものとみなす。

### （電子情報処理組織による通知）

第4条 本協会が、規則第5条第2項に規定する通知を電子情報処理組織を使用して行うときは、同条第1項の規定により登録をした旨その他本協会が必要と認める事項を本協会の使用に係る電子計算機から入力し、本協会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する。

2 前項の規定により行われた通知は、正会員の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該正会員に到達したものとみなす。

**(審問の手続)**

**第5条** 本協会は、規則第6条第2項の規定により審問を行う場合には、審問の期日、場所及び審問事項を記載した書面により、会員代表者に通知する。

2 前項の審問は、会員代表者の出席を求めて行う。ただし、会員代表者が出席できない場合には、内部管理統括責任者（「内部管理統括責任者等に関する規則」第2条に規定する内部管理統括責任者をいう。）が代わって出席することができる。この場合には、当該内部管理統括責任者が、当該審問について正会員を代表する者である旨の委任状を持参しなければならない。

**(外務員の職務禁止措置の解除の申請に係る記載事項)**

**第6条** 規則第14条に規定する細則で定める事項は、次に掲げるものとする。

1 外務員の職務禁止措置（規則第12条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）に規定する外務員の職務禁止措置をいう。以下同じ。）の解除の申請を行おうとする正会員の商号又は名称

2 解除の申請に係る外務員の職務禁止措置者（規則第12条第2項に規定する外務員の職務禁止措置者をいう。）についての次に掲げる事項

イ 氏名及び生年月日

ロ 外務員の職務禁止措置の決定の内容及び年月日

ハ 解除の申請の理由

ニ 解除の申請の年月日

**附 則**

この規則は、令和6年7月1日から施行する。

# 正会員の外務員等の処分に係る手続に関する規則

## 第 1 章 総 則

### (目 的)

第 1 条 この規則は、正会員の外務員等（従業員等及び金融商品仲介業者の外務員等をいう。）の処分に係る手続の施行に関し、必要な事項を定める。

### (定 義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

1 従業員等

「正会員の従業員に関する規則」（以下「従業員規則」という。）第 2 条第 3 号に規定する従業員及び従業員であった者並びに従業員規則第 12 条に規定する役員及び役員であった者のうち、自主規制処分の原因となる事実における行為者をいう。

2 正会員の外務員

「外務員の資格、登録等に関する規則」（以下「外務員規則」という。）第 2 条第 1 項の規定により登録を受けている外務員のうち、行政処分の原因となる事実における行為者をいう。

3 金融商品仲介業者

定款第 3 条第 11 号に規定する金融商品仲介業者をいう。

4 金融商品仲介業者の外務員

「金融商品仲介業者に関する規則」（以下「金融商品仲介業規則」という。）第 2 条第 6 号に規定する外務員のうち、行政処分の原因となる事実における行為者をいう。

5 個人金融商品仲介業者

金融商品仲介業規則第 3 条の 2 に規定する個人金融商品仲介業者をいう。

6 金融商品仲介業者の外務員等

個人金融商品仲介業者若しくは金融商品仲介業規則第 2 条第 6 号に規定する外務員又はこれらであった者のうち、自主規制処分の原因となる事実における行為者をいう。

7 行政処分

本協会が行う金融商品取引法（以下「金商法」という。）第 64 条の 5 第 1 項の規定に基づく処分又は同法第 66 条の 25 において準用する同法第 64 条の 5 第 1 項の規定に基づく処分をいう。

8 提出正会員

従業員規則第 10 条第 1 項に規定する事故顛末報告書を提出した正会員又は金融商品仲介業規則第 15 条に規定する事故顛末報告書を提出した正会員をいう。

9 当事者等

提出正会員及び自主規制処分が行われようとしている従業員等をいう。

10 外務員の職務禁止措置

外務員規則第 12 条第 1 項に規定する外務員の職務禁止措置をいう。

11 金融商品仲介業者の外務員の職務禁止措置

金融商品仲介業規則第 17 条に規定する外務員の職務禁止措置をいう。

12 自主規制処分

第 10 号及び前号に掲げる措置を決定することをいう。

13 所属正会員

金商法第 66 条の 2 第 1 項第 4 号に規定する所属金融商品取引業者等である正会員をいう。

**第 2 章 行政処分**  
**第 1 節 聴聞の通知等**  
**第 1 款 正会員の外務員**

(正会員の外務員に係る聴聞の通知等)

- 第 3 条** 本協会は、正会員の外務員に係る行政処分をしようとするときは、当該外務員に係る外務員登録を受けている正会員に次に掲げる事項を通知し、行政手続法に定める聴聞を行う。
- 1 予定される不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項
  - 2 不利益処分の原因となる事実
  - 3 聴聞の期日及び場所
  - 4 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地
  - 5 当該外務員の聴聞に関する手続への参加に係る事項
- 2 前項に規定する通知を受けた正会員は、当該通知に係る正会員の外務員（当該正会員に所属している者に限る。）に対して、当該通知の内容を速やかに伝達しなければならない。
- 3 本協会は、第 1 項に規定する通知を行う場合、当該通知に係る正会員の外務員（前項に規定する外務員を除く。）に対しても、同様の通知を行う。
- 4 前 2 項の規定は、第 1 項の通知に係る外務員の住所、居所が知れない場合その他のやむを得ない理由がある場合は適用しない。

**第 2 款 金融商品仲介業者の外務員**

(金融商品仲介業者の外務員に係る聴聞の通知等)

- 第 4 条** 本協会は、金融商品仲介業者の外務員に係る行政処分をしようとするときは、所属正会員を通じて当該外務員に係る外務員登録を受けている金融商品仲介業者に前条第 1 項各号に掲げる事項を通知し、行政手続法に定める聴聞を行う。
- 2 前項の所属正会員は、金融商品仲介業者に対し、前項の通知の内容を金融商品仲介業者の外務員（当該金融商品仲介業者に所属している者に限る。）に速やかに伝達するように指導しなければならない。
- 3 本協会は、第 1 項に規定する通知を行う場合、当該通知に係る金融商品仲介業者の外務員（前項に規定する金融商品仲介業者の外務員を除く。）に対しても、同様の通知を行う。
- 4 前 2 項の規定は、第 1 項の通知に係る金融商品仲介業者の外務員の住所、居所が知れない場合その他のやむを得ない理由がある場合は適用しない。

**第 2 節 処分通知等**  
**第 1 款 正会員の外務員**

(正会員の外務員に係る行政処分の通知等)

- 第 5 条** 本協会は、正会員の外務員に係る行政処分を行ったときは、遅滞なく、行政処分内容及びその理由を書面により当該外務員に係る外務員登録を受けている正会員に通知する。
- 2 前項に規定する通知を受けた正会員は、当該通知に係る正会員の外務員（当該正会員に所属している者に限る。）に対して、当該通知の内容を速やかに伝達しなければならない。
- 3 本協会は、第 1 項に規定する通知を行う場合、当該通知に係る正会員の外務員（前項に規定する外務員を除く。）に対しても、同様の通知を行う。
- 4 前 2 項の規定は、第 1 項の通知に係る外務員の住所、居所が知れない場合その他のやむを得ない理由がある場合は適用しない。

## 第2款 金融商品仲介業者の外務員

(金融商品仲介業者の外務員に係る行政処分のお知らせ)

第6条 本協会は、金融商品仲介業者の外務員に係る行政処分を行ったときは、遅滞なく、行政処分の内容及びその理由を書面により所属正会員を通じて当該外務員に係る外務員登録を受けている金融商品仲介業者に通知する。

2 前項の所属正会員は、金融商品仲介業者に対し前項の通知の内容を金融商品仲介業者の外務員(当該金融商品仲介業者に所属している者に限る。)に速やかに伝達するように指導しなければならない。

3 本協会は、第1項に規定する通知を行う場合、当該通知に係る金融商品仲介業者の外務員(前項に規定する金融商品仲介業者の外務員を除く。)に対しても、同様の通知を行う。

4 前2項の規定は、第1項の通知に係る金融商品仲介業者の外務員の住所、居所が知れない場合その他のやむを得ない理由がある場合は適用しない。

5 本協会は、第1項の通知を行ったときは、当該通知先の金融商品仲介業者の全ての所属正会員に周知する。

## 第3章 自主規制処分

### 第1節 弁明の手続

#### 第1款 正会員の従業員等

(正会員の従業員等に係る弁明のお知らせ)

第7条 本協会は、従業員等に係る自主規制処分をしようとするときは、当事者等について弁明の手続を行う。

2 本協会は、前項に規定する弁明の手続を行う場合は、当事者等に通知する。

3 前項に規定する通知を受けた提出正会員は、当該通知に係る従業員等(当該提出正会員に所属している者に限る。)に対して、当該通知の内容を速やかに伝達しなければならない。

4 本協会は、第2項に規定する通知を行う場合、当該通知に係る従業員等に対しても、同様の通知を行う。

5 前3項の規定は、第2項の通知に係る従業員等の住所、居所が知れない場合その他のやむを得ない理由がある場合は適用しない。

6 従業員規則第11条第1項に規定する審査を同条第4項に規定する認定資料により行った場合の弁明の手続においては、次の各号に掲げる従業員等の区分に応じ当該各号に掲げる正会員を提出正会員とみなす。

1 従業員等が事故が発生した際の正会員に所属している場合

当該従業員が所属している正会員

2 従業員等が事故が発生した際の正会員に所属していない場合

当該事故が発生した際に当該従業員等が所属していた正会員

(弁明通知書)

第8条 前条の通知は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「弁明通知書」という。)により行う。

1 自主規制処分を行おうとする従業員等の氏名

2 予定される自主規制処分の内容及び根拠となる規則の条項

3 予定される自主規制処分の原因となる事実

4 弁明の手続に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

2 前項の弁明通知書においては、次に掲げる事項を教示する。

- 1 当事者等は、次条第1項の弁明書を、前条第2項から第4項までの規定に基づく通知又は伝達を受けた日から14日以内に、本協会に提出しなければならないこと。
  - 2 当事者等は、弁明の期日の開催を求めることができること及び弁明の期日の開催を求めるときは、前号の弁明書の提出に際し、その旨を記載した書面を提出しなければならないこと。
  - 3 当事者等は、弁明の手続が終結する時までの間、当該弁明の手続に係る事案に関する従業員規則第10条第1項に規定する事故顛末報告書又は同規則第11条第4項に規定する認定資料及びその添付書類並びに同条第2項に規定する証拠書類等の閲覧を求めることができること。
- 3 自主規制処分が行われようとしている従業員等の所在が判明しない場合においては、従業員等に係る提出正会員が弁明通知書の通知を受けた日から14日を経過したときに、前条第3項又は第4項に基づく通知又は伝達が当該従業員等にされたものとみなす。

#### (弁明書等の提出)

**第9条** 第7条第2項から第4項までの規定に基づく通知又は伝達を受けた当事者等は、当該通知又は伝達を受けた日から14日以内に、次に掲げる事項を記載した書面（以下「弁明書」という。）を本協会に提出しなければならない。

- 1 前条第1項第2号及び第3号に掲げる事項に対する認否
  - 2 前条第1項第2号及び第3号に掲げる事項に対する主張
- 2 当事者等は、前項の弁明書の提出に際し、弁明の期日の開催を書面により求めることができる。

#### (弁明の期日)

**第10条** 本協会は、前条第2項の規定により当事者等のいずれかから弁明の期日の開催を求められた場合、弁明の期日を決定し、弁明の期日及び場所を記載した書面を当事者等に送付する。

- 2 当事者等は、弁明の期日が開催される場合には、弁明の期日に出席しなければならない。また、提出正会員にあっては、次条に基づき代理人を選任するか否かにかかわらず、会員代表者（定款第8条第1項に規定する会員代表者をいう。）又は内部管理統括責任者（「内部管理統括責任者等に関する規則」第2条に規定する内部管理統括責任者をいう。）が出席しなければならない。

#### (代理人)

**第11条** 当事者等は、弁明の手続において代理人を選任することができる。

- 2 前項の代理人は、当該代理人を選任した当事者等のために、弁明の手続に関する一切の行為をすることができる。
- 3 代理人の資格は、書面で証明しなければならない。
- 4 代理人がその資格を失ったときは、当該代理人を選任した当事者等は、書面でその旨を本協会に届け出なければならない。

#### (鑑定人)

**第12条** 主宰者（第15条第1項に基づき指名された者をいう。以下同じ。）は、当事者等の申立てにより又は職権で、学識経験を有する者等（以下「鑑定人」という。）に鑑定を依頼することができる。

#### (文書等の閲覧)

**第13条** 当事者等は、弁明の手続が終結する時までの間、本協会に対し、当該弁明の手続に係る事案に関する従業員規則第10条第1項に規定する事故顛末報告書又は同規則第11条第4項に規定する認定資料及びその添付書類並びに同条第2項に規定する証拠書類等の閲覧を求めることができる。この場合において、本協会は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由が

あるときを除き、その閲覧を拒むことができない。

- 2 前項の規定は、当事者等が弁明の期日における審理の進行に応じて必要となった資料の閲覧をさらに求めることを妨げない。
- 3 本協会は、前2項の閲覧について日時及び場所を指定することができる。

#### (弁明の手続の主宰)

**第14条** 弁明の手続は、本協会が指名する本協会の役職員が主宰する。

- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、弁明の手続を主宰することができない。
  - 1 当該弁明の手続における当事者等
  - 2 前号に規定する者の配偶者、四親等内の親族又は同居の親族
  - 3 第1号に規定する者の代理人又は次条第3項に規定する補佐人
  - 4 前2号に規定する者であったことのある者
  - 5 第1号に規定する者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人

#### (弁明の期日における審理の方式)

**第15条** 主宰者は、最初の弁明の期日の冒頭において、本協会の職員に、自主規制処分内容及び根拠となる規則の条項並びにその原因となる事実を弁明の期日に出席した者に対し説明させるものとする。

- 2 当事者等は、弁明の期日に出席して、意見を述べ、及び証拠書類等を提出し、並びに主宰者の許可を得て本協会の職員（主宰者が鑑定人に弁明の期日への出席を求める場合は、当該鑑定人を含む。）に対し質問を発することができる。
- 3 当事者等は、主宰者の許可を得て、補佐人とともに弁明の期日に出席することができる。
- 4 主宰者は、弁明の期日において必要があると認めるときは、当事者等に対し質問を発し、意見の陳述若しくは証拠書類等の提出を促し、又は本協会の職員に対し説明を求めることができる。
- 5 主宰者は、弁明の期日に出席した者に対し、弁明書及び証拠書類等を示すことができる。
- 6 主宰者は、当事者等のいずれかが出席しないときは、弁明の期日における審理を行うことができない。ただし、主宰者が、提出正会員が出席できない特段の事情があると認めるときはこの限りでない。
- 7 弁明の期日における審理は、本協会が公開することを相当と認めるときを除き、公開しない。

#### (続行期日の指定)

**第16条** 主宰者は、弁明の期日における審理の結果、なお弁明の期日を続行する必要があると認めるときは、さらに新たな期日を定めることができる。

- 2 前項の場合においては、当事者等に対し、あらかじめ、次回の弁明の期日及び場所を書面により通知しなければならない。ただし、弁明の期日に出席した当事者等に対しては、当該弁明の期日においてこれを告知すれば足りる。

#### (当事者等の欠席等の場合における弁明の手続の終結)

**第17条** 主宰者は、当事者等のいずれかが、正当な理由なく第9条に定める期限までに弁明書を提出しない場合又は弁明の期日に出席しない場合には、当該者に対し改めて意見を述べ、及び証拠書類等を提出する機会を与えることなく、弁明の手続を終結することができる。

#### (弁明の調書及び報告書)

**第18条** 主宰者は、弁明の手続の経過を記載した調書を作成し、当該調書において自主規制処分の原因となる事実に対する当事者等及び鑑定人の陳述の要旨を明らかにしておかなければならぬ

い。

- 2 前項の調書は、弁明の期日が開催された場合は期日ごとに、速やかに作成しなければならない。
- 3 主宰者は、弁明の手續の終結後速やかに、自主規制処分の原因となる事実に対する当事者等の主張に理由があるかどうかについての意見を記載した報告書を作成し、第1項の調書とともに本協会に報告しなければならない。
- 4 当事者等は、第1項の調書の閲覧を求めることができる。

#### (弁明の手續きの再開)

**第19条** 本協会は、弁明の手續の終結後に生じた事情に鑑み必要があると認めるときは、主宰者に対し、前条第3項の規定により提出された報告書を返戻して弁明の手續の再開を命ずることができる。なお、第16条第2項本文の規定は、この場合について準用する。

## 第2款 金融商品仲介業者の外務員等

#### (金融商品仲介業者の外務員等に係る弁明の通知等)

**第20条** 本協会は、金融商品仲介業者の外務員の職務禁止措置をしようとするときは、金融商品仲介業者の外務員等及び金融商品仲介業者の外務員等に係る提出正会員について弁明の手續を行う。

- 2 本協会は、前項に規定する弁明の手續を行う場合は、金融商品仲介業者の外務員等に係る提出正会員に通知する。
- 3 前項の提出正会員は、金融商品仲介業者に対し、前項の通知の内容を金融商品仲介業者の外務員等(当該金融商品仲介業者に所属している者に限る。)に速やかに伝達するように指導しなければならない。
- 4 本協会は、第2項に規定する通知を行う場合、当該通知に係る金融商品仲介業者の外務員等(当該金融商品仲介業者に所属していない者及び個人金融商品仲介業者であった者に限る。)に対しても、同様の通知を行う。
- 5 前2項の規定は、金融商品仲介業者の外務員等の住所、居所が知れない場合その他のやむを得ない理由がある場合は適用しない。
- 6 金融商品仲介業規則第16条第1項に規定する審査を同条第4項に規定する認定資料により行った場合の弁明の手續においては、当該弁明の手續に係る個人金融商品仲介業者又は金融商品仲介業者が所属する正会員(当該金融商品仲介業者の外務員の職務禁止措置の原因となる事故が発生した際に所属していた正会員に限る。)を提出正会員とみなす。

#### (金融商品仲介業者の外務員等に係る弁明の手續への準用)

**第21条** 第8条から第19条までの規定は、金融商品仲介業者の外務員等に係る弁明の手續について準用する。この場合において、これらの規定中「従業員等」とあるのは「金融商品仲介業者の外務員等」と、「自主規制処分」とあるのは「金融商品仲介業者の外務員の職務禁止措置」と、「当事者等」とあるのは「金融商品仲介業者の外務員等及び金融商品仲介業者の外務員等に係る提出正会員」と、「従業員規則第10条第1項に規定する事故顛末報告書又は同規則第11条第4項に規定する認定資料及びその添付書類並びに同条第2項に規定する証拠書類等」とあるのは「金融商品仲介業規則第15条に規定する事故顛末報告書又は同規則第16条第4項に規定する認定資料及びその添付書類並びに同条第2項に規定する証拠書類等」と読み替えるものとする。

## 第2節 処分通知等

### 第1款 外務員の職務禁止措置

(外務員の職務禁止措置の通知等)

第22条 本協会は、外務員の職務禁止措置を行うことを決定した場合又は行わないことを決定した場合は、遅滞なく、書面によりその旨を提出正会員に通知する。外務員の職務禁止措置を行うことを決定した場合において、当該通知に係る従業員等が退職その他の理由により他の正会員に所属しているとき、又は他の正会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者に所属している若しくは個人金融商品仲介業者となっているときは、当該他の正会員に対しても、同様の通知を行う。

- 2 前項に規定する通知を受けた提出正会員は、当該通知に係る従業員等（当該提出正会員に所属している者に限る。）に対して、当該通知の内容を速やかに伝達しなければならない。
- 3 本協会は、第1項に規定する通知を行う場合、当該通知に係る従業員等（前項に規定する従業員等を除く。）に対しても、同様の通知を行う。
- 4 前2項の規定は、第1項の通知に係る従業員等の住所、居所が知れない場合その他のやむを得ない理由がある場合は適用しない。

(正会員の外務員の職務禁止措置通知書)

第23条 前条第1項の通知は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「正会員の外務員の職務禁止措置通知書」という。）により行う。

- 1 正会員の外務員の職務禁止措置を決定した従業員等の氏名
  - 2 正会員の外務員の職務禁止措置の内容及び根拠となる規則の条項
  - 3 正会員の外務員の職務禁止措置の決定の年月日
  - 4 正会員の外務員の職務禁止措置の原因となる事実
- 2 前項の正会員の外務員の職務禁止措置通知書においては、次に掲げる事項を教示する。
- 1 当事者等は、正会員の外務員の職務禁止措置の決定の内容について、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、本協会に不服の申立てができること。
  - 2 当事者等は、前号の不服の申立てを行う場合には、「正会員の従業員等に係る自主規制処分の不服申立てに関する規則」に規定する不服申立書を提出することにより行わなければならないこと。
  - 3 第1号の不服の申立ては、正会員の外務員の職務禁止措置の決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、することができない（ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。）こと。
- 3 前2項の規定にかかわらず、前条第1項の正会員の外務員の職務禁止措置を行わないことを決定した場合の通知は、その旨を記載した書面により行う。

## 第2款 金融商品仲介業者の外務員の職務禁止措置

(金融商品仲介業者の外務員の職務禁止措置の通知等)

第24条 本協会は、金融商品仲介業者の外務員の職務禁止措置を行うことを決定した場合又は行わないことを決定した場合は、遅滞なく、書面によりその旨を金融商品仲介業者の外務員等に係る提出正会員を通じて金融商品仲介業者に通知する。金融商品仲介業者の外務員の職務禁止措置を行うことを決定した場合において、当該通知に係る金融商品仲介業者の外務員等が退職その他の理由により他の正会員に所属しているとき、又は他の正会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者に所属している若しくは個人金融商品仲介業者となっているときは、当該他の正会員に対しても、同様の通知を行う。

- 2 前項の提出正会員は、金融商品仲介業者に対し、前項の通知の内容を金融商品仲介業者の外務員等（当該金融商品仲介業者に所属している者に限る。）に速やかに伝達するように指導しな

ればならない。

- 3 本協会は、第1項に規定する通知を行う場合、当該通知に係る金融商品仲介業者の外務員等(当該金融商品仲介業者に所属していない者及び個人金融商品仲介業者であった者に限る。)に対しても、同様の通知を行う。
- 4 前2項の規定は、第1項の通知に係る金融商品仲介業者の外務員等の住所、居所が知れない場合その他のやむを得ない理由がある場合は適用しない。
- 5 本協会は、第1項の通知を行ったときは、当該通知先の金融商品仲介業者の全ての所属正会員に周知する。
- 6 第20条第6項の規定は、前各項の場合について準用する。
- 7 前条の規定は、第1項の通知について準用する。この場合において、「正会員の外務員の職務禁止措置」とあるのは「金融商品仲介業者の外務員の職務禁止措置」と、「正会員の外務員の職務禁止措置を行わないことを決定した場合」とあるのは「金融商品仲介業者の外務員の職務禁止措置を行わないことを決定した場合」と、前条第1項中「前条第1項」及び前条第3項中「前条第1項」とあるのは「第24条第1項」と読み替えるものとする。

## **第4章 雑則**

(費用)

**第25条** 第3章第1節に規定する弁明の手續の費用は、次の各号に掲げるものを除くほか、当事者等の負担とする。

- 1 弁明の期日に係る会場の費用
- 2 弁明の手續において主宰者が職権で依頼した鑑定に係る費用
- 3 本協会が文書の通知に要した費用

## **附 則**

この規則は、令和6年7月1日から施行する。

# 正会員の従業員等に係る自主規制処分の不服申立てに関する規則に関する規則

## 第 1 章 総 則

### (目 的)

第 1 条 この規則は、本協会が行う正会員の従業員等に係る自主規制処分に関し、正会員及び正会員の従業員等（正会員の従業員又は従業員であった者をいう。以下同じ。）からなされる不服申立てについて、行政不服審査法（以下「行審法」という。）に基づく審査請求に準ずる簡易迅速かつ公正な手続を定めることを目的とする。

### (適用範囲)

第 2 条 この規則は、本協会が行う正会員の従業員等に係る自主規制処分に関する不服申立てに適用する。

2 金融商品取引法第64条の5（同法第66条の25において準用する場合を含む。）に基づく処分等については、行審法の規定が適用され、本規則の適用はないものとする。

### (定 義)

第 3 条 この規則において、「自主規制処分」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- 1 「外務員の資格、登録等に関する規則」第12条第1項に規定する外務員の職務禁止措置の決定
- 2 「金融商品仲介業者に関する規則」第17条に規定する外務員の職務禁止措置の決定

### (不服申立て)

第 4 条 自主規制処分の名宛人又は当該自主規制処分の対象となった者で、当該自主規制処分に不服がある者は、本協会に対して不服申立てを行うことができる。

## 第 2 章 不 服 申 立 て

### 第 1 節 審 理 関 係 人

#### (審理員)

第 5 条 前条の規定により不服申立てがされた場合、本協会は、本協会に所属する職員のうちから、第3節に規定する審理手続を行う者（以下「審理員」という。）を指名するとともに、その旨を当該不服を申し立てた者（以下「不服申立人」という。）に通知する。ただし、第13条の規定により不服申立てを却下する場合は、この限りでない。

2 前項の規定により指名する審理員の条件は、行審法第9条第2項に準ずるものとする。

#### (総 代)

第 6 条 多数人が共同して不服申立てをしようとするときは、総代を互選することができる。総代については、行審法第11条に準ずるものとする。

#### (代理人による不服申立て)

第 7 条 不服申立ては、代理人によってすることができる。代理人による不服申立てについては、行審法第12条に準ずるものとする。

#### (参加人)

**第8条** 不服申立人以外の者であって不服申立てに係る自主規制処分につき利害関係を有するものと認められる者は、審理員の許可を得て、当該不服申立てに参加することができる。当該不服申立てに参加する者（以下「参加人」という。）については、行審法第13条に準ずるものとする。

（審理手続の承継）

**第9条** 不服申立ての目的である自主規制処分に係る権利を承継した者は、不服申立人の地位を承継する。当該地位の承継については、行審法第15条に準ずるものとする。

## 第2節 不服申立ての手続

（不服申立期間）

**第10条** 自主規制処分について不服申立てをすることができる期間については、行審法第18条に準ずるものとする。

（不服申立書の提出）

**第11条** 不服申立ては、行審法第19条に掲げる事項に準ずる事項を記載した不服申立書を本協会に提出してしなければならない。

（不服申立書の補正）

**第12条** 不服申立書が前条の規定に違反する場合には、本協会は、相当の期間を定め、その期間内に不備を補正すべきことを求めるものとする。

（審理手続を経ないでする却下裁決）

**第13条** 前条の場合において、不服申立人が同条の期間内に不備を補正しないときは、本協会は、次節に規定する審理手続を経ないで、第31条の規定に基づき、裁決で、当該不服申立てを却下することができる。

2 不服申立てが不適法であって補正することができないことが明らかなきも、前項と同様とする。

（執行の不停止）

**第14条** 不服申立ては、自主規制処分の効力、自主規制処分の執行又は手続の続行を妨げない。

（不服申立ての取下げ）

**第15条** 不服申立人は、裁決があるまでは、いつでも不服申立てを取り下げることができる。

2 不服申立ての取下げは、書面で行なければならない。

## 第3節 審理手続

（審理手続の計画的進行）

**第16条** 不服申立人、参加人及び本協会並びに審理員は、簡易迅速かつ公正な審理の実現のため、審理において、相互に協力するとともに、審理手続の計画的な進行を図らなければならない。

（弁明書の提出）

**第17条** 審理員は、相当の期間を定めて、本協会に対し、弁明書の提出を求めるものとする。

2 本協会は、前項の弁明書に自主規制処分の内容及び理由を記載する。

- 3 本協会が、次に掲げる書面を保有する場合には、弁明書にこれを添付する。
- 1 「正会員の外務員等の処分に係る手続に関する規則」(以下「処分規則」という。)第9条第1項に規定する弁明書
  - 2 処分規則第18条第1項の調書及び同条第3項の報告書
- 4 審理員は、本協会から弁明書の提出があったときは、これを不服申立人及び参加人に送付する。

(反論書等の提出)

- 第18条 不服申立人は、前条第4項の規定により送付された弁明書に記載された事項に対する反論を記載した書面(以下「反論書」という。)を提出することができる。この場合において、審理員が、反論書を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。
- 2 参加人は、不服申立てに係る事件に関する意見を記載した書面(以下「意見書」という。)を提出することができる。この場合において、審理員が、意見書を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。
- 3 審理員は、不服申立人から反論書の提出があったときはこれを参加人及び本協会に、参加人から意見書の提出があったときはこれを不服申立人及び本協会に、それぞれ送付する。

(口頭意見陳述)

- 第19条 不服申立人又は参加人の申立てがあった場合には、審理員は、当該申立てをした者に口頭で不服申立てに係る事件に関する意見を述べる機会を与える。当該口頭意見陳述については、行審法第31条に準ずるものとする。

(証拠書類等の提出)

- 第20条 不服申立人又は参加人は、証拠書類又は証拠物を提出することができる。
- 2 本協会は、自主規制処分の理由となる事実を証する書類その他の物件を提出することができる。
- 3 前2項の場合において、審理員が、証拠書類若しくは証拠物又は書類その他の物件を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(物件の提出要求)

- 第21条 審理員は、不服申立人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、書類その他の物件の所持人に対し、相当の期間を定めて、その物件の提出を求めることができる。この場合において、審理員は、その提出された物件を留め置くことができる。

(参考人の陳述及び鑑定 の 要求)

- 第22条 審理員は、不服申立人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、適当と認める者に、参考人としてその知っている事実の陳述を求め、又は鑑定を求めることができる。

(検証)

- 第23条 審理員は、不服申立人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、必要な場所につき、検証をすることができる。
- 2 審理員は、不服申立人又は参加人の申立てにより前項の検証をしようとするときは、あらかじめ、その日時及び場所を当該申立てをした者に通知し、これに立ち会う機会を与えるものとする。

(参加人及び本協会への質問)

- 第24条 審理員は、不服申立人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、不服申立てに係る事件

に関し、不服申立人、参加人及び本協会に質問することができる。

**( 審理手続の計画的遂行 )**

**第25条** 審理員は、不服申立てに係る事件について、審理すべき事項が多数であり又は錯綜しているなど事件が複雑であることその他の事情により、迅速かつ公正な審理を行うため、第19条から前条までに定める審理手続を計画的に遂行する必要があると認める場合には、期日及び場所を指定して、不服申立人、参加人及び本協会を招集し、あらかじめ、これらの審理手続の申立てに関する意見の聴取を行うことができる。当該聴取については、行審法第37条に準ずるものとする。

**( 不服申立人等による提出書類等の閲覧等 )**

**第26条** 不服申立人又は参加人は、審理手続が集結するまでの間、審理員に対し、提出書類等（第17条第3項各号に掲げる書面、第20条第1項若しくは第2項又は第21条の規定により提出された書類その他の物件をいう。）の閲覧又はその写しの交付を求めることができる。提出書類等の閲覧又はその写しの交付については、行審法第38条に準ずるものとする。

2 本協会は、前項に規定する提出書類等の写しを不服申立人又は参加人に交付する場合、本協会が別に定めるところにより、あらかじめ実費相当額を請求することができる。

**( 審理手続の併合又は分離 )**

**第27条** 審理員は、必要があると認める場合には、数個の不服申立てに係る審理手続を併合し、又は併合された数個の不服申立てに係る審理手続を分離することができる。

**( 審理手続の終結 )**

**第28条** 審理員は、必要な審理を終えたと認めるときは、審理手続を終結するものとする。審理手続の終結については、行審法第41条に準ずるものとする。

**( 審理員意見書 )**

**第29条** 審理員は、審理手続を終結したときは、遅滞なく、本協会がすべき裁決に関する意見書（以下「審理員意見書」という。）を作成する。

2 審理員は、審理員意見書を作成したときは、速やかに、これを事件記録（不服申立書、弁明書その他審査請求に係る事件に関する書類及びその他の物件をいう。）とともに、本協会に提出する。

## **第 4 節 裁 決**

**( 裁決の時期 )**

**第30条** 本協会は、審理員意見書が提出されたときは、遅滞なく、裁決をする。

**( 自主規制処分についての不服申立ての却下又は棄却 )**

**第31条** 自主規制処分についての不服申立てが第10条で定める不服申立期間の経過後にされたものである場合その他本協会の規則に違反している場合には、本協会は、裁決で当該不服申立てを却下する。

2 自主規制処分についての不服申立てに理由がない場合には、本協会は、裁決で当該不服申立てを棄却する。

**( 自主規制処分についての審査請求の認容 )**

**第32条** 自主規制処分についての不服申立てに理由がある場合には、本協会は、裁決で、当該自主

規制処分全部若しくは一部を取り消し、又はこれを変更する。

**（不利益変更の禁止）**

**第33条** 前条の場合において、本協会は、不服申立人の不利益に当該自主規制処分を変更することはできない。

**（裁決の方式）**

**第34条** 裁決は、本協会が記名押印した裁決書により行う。当該裁決書に記載する事項については、行審法第50条に準じるものとする。

**（裁決の効力発生）**

**第35条** 裁決は、不服申立人に送達された時に、その効力を生ずる。

2 裁決の送達は、送達を受けるべき者に裁決書の謄本を送付することによってする。ただし、本協会が、不服申立ての手續において不服申立人から提出された不服申立書等の書類に記載された住所又は居所宛に発送したにもかかわらず到達しなかった場合は、当該発送時に送達されたものとみなす。

3 本協会は、裁決書の謄本を参加人に送付する。

**（証拠書類の返還）**

**第36条** 本協会は、裁決をしたときは、速やかに、第20条第1項又は第2項の規定により提出された証拠書類若しくは証拠物又は書類その他の物件及び第21条の規定による提出要求に応じて提出され書類その他の物件をその提出人に返還する。

**附 則**

この規則は、令和6年7月1日から施行する。